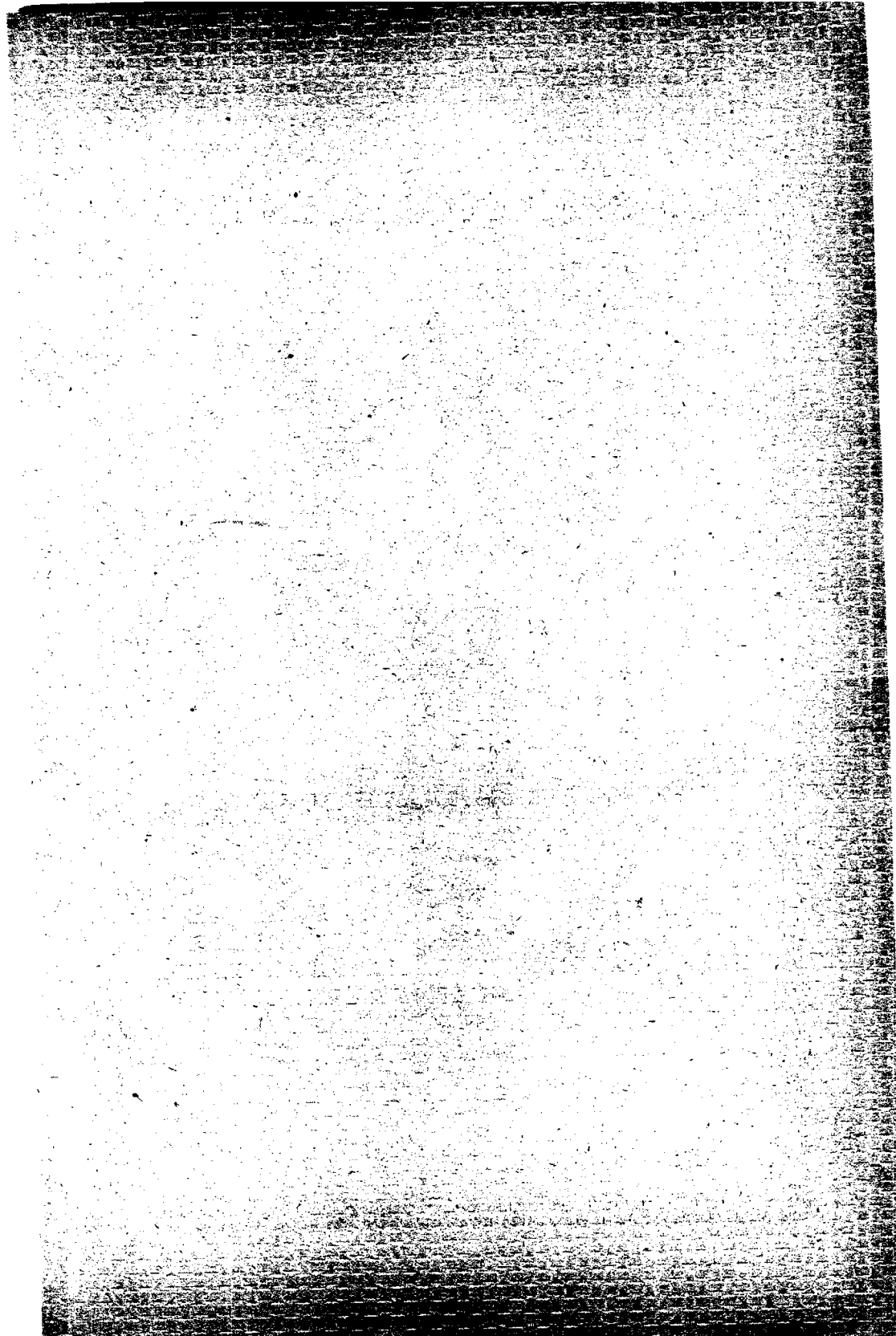


和字正澁要略



## 解題

### 和字正濫要略 一卷 釋契沖撰

元祿十一年五月成

〔傳本〕この書、久しく寫本にて世に行はれ、嘗て刊行せられたるとなく、この叢書により始めて印行せらるゝなり。其寫本のもどとなりしもの二種あり。其一ハ上賀茂<sup>ミテ</sup>三手文庫の藏本にして撰者の門人今井似閑の寫したるもの、卷末に其跋文あり。即ちこの叢書に収めたるものにして、世に流布せるものも多くハ此本なり。次に圓珠庵に傳へたるもの、その本の寫しも希に世に存す。この本にハ跋文なし。今この叢書に収むる爲に、三手文庫の原本に就きて校正したるも、圓珠庵の原本にて校正する能はざりしハ甚遺憾に堪へず。但し、傳寫の本によるに異同殆どあるとなきが如し。

〔撰者〕のと已に正濫鈔の條にいへり。

〔提要〕この書、卷首に和字正濫通妨抄改補とあるが如く、和字正濫通妨抄を再治せしものにて、其主意とするところハ、和字正濫鈔の説を回護して、倭字古今通例書

の説を駁撃するにあり。この書のうちに俗書といへるもの、即ち通例書をさしたるなり。

按ずるに、初め延寶四年秋、江戸・芝の人山崎吉里(橘成員)定家假名遣に基づきて假名字例四卷を撰し、其弟橘保春跋文を加へ、延寶六年二月、江戸通本石町本屋吉兵衛之を發行す。

延寶八年、契沖、萬葉集代匠記を撰び、總釋のうちに假名遣の説を述べて、定家假名遣の説と萬葉集等の古書に見わたるところと異なるよしを載す。

その後十三年を経て、更に和字正濫鈔を撰し、前説を補正す。同門の僧某之を持して、其師なる江戸湯島靈雲寺の覺彦に示す。覺彦「清書の後梓にも鏤たらんに小補もありぬべく見ゆる物也」と評せしを聞き傳へて、江戸の書肆中河五郎兵衛之を上梓し、二年の後、元祿八年九月發行す。

正濫鈔公行の前月、橘成員も再び假名遣の書を撰し、翌九年八月刊行す。これを倭字古今通例書とす。先の假名字例を増補したるものなり。

通例書刊行の翌十年八月、契沖、通妨抄を撰し、筆を極めて、通例書の誤謬を指摘し、其序跋にまで及び、殆ど餘すところなし。當時、假名遣の書の發行せるもの一

二にわらず。定家假名遣の外、寛文六年に類字假名遣、延寶四年に一步假名遣元祿四年に初心假名遣、元祿八年に蜷縮涼鼓集等あり。いづれも正濫鈔の所説との同じからず。然るに通例書をのみ、殊さらにはげしく駁したるの、深き事情あるとなるべし。通例書の序説の中に、日本紀等の假名の證據と定めがたきよしを述べ、「なんぞ舊記になづまんや。只理の正道にまがひて可なり。近年かなの書あまた出たり。或雜淆し或古書を證據にたて愚昧のたしかにおもふやうにまなせり。徴とするにたれりどもふらめ、一向かなを不知ゆへなり」云々といへり。この數言、必しも正濫鈔をのみ指したるにもわらず、明にそれとさして駁したるにもあらぬに、八卷の書を記して、一字一句の徴をも摘出して批評したると、密嚴の道場に入り、阿闍梨の位に上りたる人の、輕々しくいふべきとも思はれず。是に隠れたる事情のあるとなるべし。今之を詳にまがたきの惜しむべし。

この正濫要略の、通妨抄より一年後に成りたるにて、先の攻勢を改めて守勢とし、自著の誤を正し、自説を辨護し、俗書に云々と手輕に撃ちたるの、さすがに悔ゆるどころありしにや。

されば通妨抄のとの似關もこの書の跋にいはず、著作の目錄の中にも見えざりしに

不思議に其全書、撰者自筆のまゝにして、華頂山入信院に傳へ、今の轉じて北野神社の文庫に藏す。この藏本なかりせば「補改」の意を正しく解すると能はざりしなるべし。次に通妨抄の序をあげて、如何ばかりに攻撃せしか其様を示さんとす。

## 〔和字正濫通妨抄序〕

此通妨抄を出す故に、さきに和字正濫抄五卷を撰びて、古書どもを引證して假名のまぎらはしきを正す。これ中世以來假名をうるかせにして義もまた隨ひて誤まる事見ゆる故なり。委しくい彼にいふがごとし。こゝに背面先生といふ人ありて、假名づかひの書とて貳過集八卷を印行せるを見れば、儒を業とする人の撰述と見ゆるが引かれたる所の書、家の青氈とする禮記莊子等をもはかしく見られず。まして和書の末學などの引たるなど見られたるか、本書をば曾て見られず。たま／＼見られたるにやとおぼしき所も、人となり輕躁はなはだしき終、誤て耳を把て涕を拂む風情おほく、和語の事い、てにをはだに知られぬ人の、只傲慢にて心を師として、ふつゝかなる事どもをいやしき詞にかゝれたるが、初にも千歳笑といふ物四卷を出せるよしなるが、今見るをもて見ぬを思ふに、鐵の輪も片腹にまつはまほしきばかりの物なるべし。

正濫抄それになはぬ事あるかにて、大きに腹だちていへるやう、引證する所の日本紀等の六國史・舊事紀・古事記・古語拾遺・萬葉集・菅家萬葉集・古今集等其外家々の歌集・延喜式・和名抄等すべて昔の假名づかひの法いまだ定まらざりければ皆かな亂てあれば、それらによらば、かなづかひの法はなく、いかなるやうにかきてもくるしからぬになるべし。家々になづかひの書のあるべけれど、篋の底に秘するの見るに由なし。又親行の假名遣も俗にまたがはれたるか、行阿のそへられたるに出來たるか、紕繆すくならず。只取べきを取り、取がたきをば取らずして舊記になづまず、理の正當に隨ひて可なり。近年かなづかひの書出たり。古書を證據にたて、愚昧のたしかに思ふやうにまなせり。(これにふたつの心あるべし。一に古書の假名の亂て、證ならぬを知らず引たりといふ意か。二に古書を委しく考ふまじければ考たるやうにいひなして、たぶらかすといふ心か) 徴とするにたれりどこを思ふらめど、一向假名を知らぬ故なりと書て只一鎚に打碎きたりと書て只一鎚に打碎きたり。まなせりといへるこそ言を食まぬ瘦法師の木枕耳いたく聞ぐるしく侍れ。まれたる弟かたくなゝる友ありて、これに比黨して序を作り跋を加へて夾輔せる其いさほひ、誠に手を炙らばあつかりぬべうして當るべからず見えたり。

もとより余は是嗚羊の老沙門にして驅鳥の少沙彌にも及ばず。夙に三密門に入ながら終四悉檀をばなさで、只少年の日閑寂を憂ふるがために、腰はなれかゝりたる和歌を心やりに詠せしことの習ひて癖となりて、西行の塔婆にいあらぬ（和歌一首を詠じての塔婆一本にあつと西行上人の申されたるよし明惠傳にあり）能因の橋柿（能因法師すきのあまゝ長柄橋のかんなくづを袋に入れて頸に懸られたるよしあまた物にかけり）今も猶捨はてぬに、久しく中古以來かなをうるかせにして義もまた隨ひて誤まれる事のかゝりしを、十餘年許さきより所以ありて、和書を見る事章編も一たびなごい絶ぬべきに及ぶあひだ、假名の證となるべき事あるを見つくるに任せて後、人のためにもやなると、はかなき心ひとつに寫し集め所々愚意を注し和字正濫抄と名づけ置たるを、先年武藏の國湯島の靈雲寺覺彦阿闍梨の弟子の僧のこゝにあるが、まだ草稿なりしを寫してもて往て、阿闍梨に觀謁する次に見す。阿闍梨一覽して、清書の後梓にも鏤たらんにい小補もありぬべく見ゆる物也と申されじよしと、書林の中に傳へ聞て、請ふ者のありしかば、すなはちあたへて印行せしめつ。涯分をはいからで、なまじひなることせしによりて、今先生が怒にあひて一龜にあたりぬ。一己のいふに足らぬを、老法師があやまち故に、本朝においての上



天子より下民間に至る迄の又なき至寶の古書、其撰者をいへば、崇道盡敬皇帝・北野聖廟其ほか古賢先達まで皆彼餘勢に於て奉ること、俗に突ツ下からといはれたる、これなりけり。もとより日本紀・萬葉集を心中に編ヤミしけめども、古今無雙の大言を吐て幔幢を高く擧ることの子が正濫抄地をなせり。これによりて今此通妨をなして兼て文盲の金鑄とし、鈍勢を古人にはどばしらまめし罪を補ふなり。夫本亂れぬれば未治まらず。あやまるに毫釐をもてすれば、差ふに千里を隔つ。かるがゆゑに、良工も繩墨をすてず。善醫も方經に背くことなし。

然るに今、古書を用ず、新書も誤ありとて用ず、他の書をば見すといはゞ、一部みな自己の臆見なり。あにこれを兒童走卒にもほどこさんや。たとへば拙匠の規矩を捨て眼鑑をもて方圓をなさんに、方なるもの菱となり圓なるもの芋とならざることあはざらんがごとし。かろかなるかなく。くめのさら山さらくにかろかなるかな。

又仁ある人の他の美を蔽ひ他の善を壞るべからず。たとひ正濫抄よからずとも何ぞ一兩事の取べき事なからんや。況やとく古書によれり。一向不知といへるの蔽壞はなはだし。仁心いづくにかあらむ。今の卑賤の身をもて古の尊貴の人を譏て邪

正を顛倒す。義に違ひ禮に背けり。孔丘の知らぬを去らずとする人を知るといひ、孟軻の恥る心なきを恥る者の恥なしとす。先生の然らねば智といはむや。知らざるを知れりといひ見ぬ書をも見たりといふの佛法に付ていはゞ妄語の罪墮獄の因なり儒に付ていへばまたく信なき人なり。五常皆闕たらば何をか君子といはむ。凡庸の俗人の何の論ずる所かあらん。武城の言偃が治めし處と名を同じうす。汝幸にすめり。何を絃歌の聲をよろこびて、宣尼の牛刀のたはぶれをのたまひしばかりの行迹を學ばずしてかへりて鶏刀を操て牛を割るときかほけなきわざをして古人までを損なふや。指をもて潮をはかりて庖丁が技を究めて肯綮の間を割たりと誇らん顔、千里を隔て共にすといふ明月に似もにぬ物から伺ひて見るこゝちこそせらるれ。嗚呼物皆のあたらしきよしとこそよめれと(万葉第十)薬の中に六陳のふるきをよしとす。中にも陳皮ことに名にねへらずや。先生が姓みづから木奴といふ。さこそあたらしめ。其學のいとまだ若くして俗氣青皮よりもはげしくはなはだし。但和語のまぢすつ地を易たれば、江南の席上の珍忽にからたちち變じて、陸郎もふたゞ懐にするとあたはず。まめなる人の前に入野の薄のほにいだすべきともあらぬ物になりて、たそろしき刺の出來て物にかゝり衣を牽、人をいたくさすにやあらむなどい

ふほごに、かたはらに人ありていふ。まばらくまで。そもく背面先生といふのたれぞ。又千歳笑貳過集などいふ書をもさかず。老たる人のひとりごとするくせ出來てふそれにはあらずや。いな法師老たれどまださばかりのほはれず。彼書の中に、みづくにぬぼらしきせて小鳥どもの囀ウツにまたるばかりのとおほかる中に、うもじの所に項ウツをいふとて、「うなぢ頂額中也又ハ額トモ訓をなぢトモ」これ眞名假名合せて廿字に足らぬ中に既にあまたの誤あり。二つの假名ともに「老」を「ぢ」にたがへたると、項を頂に作れると、頸後とこそ和名にも注されたれわらはべも知れるうなぢを額中といへると、又額ともといへると、五つのあらははなり。今ひとつの額といひてまた頂額とすれば所さだまらぬをそへたり。餘の准らへて知るべし。目すでに項の下にあらば、先生が見る所、古今の人にかはりたるもとほりにこそと、さて呼ぶ名なり。千歳笑といひ、榛皮の厚き顔、葭葦の薄き才をもて、恥のいのちながらん事を欲して良材を彫て延るをいふ。貳過といひ君子のあやまちを知ての必らず改むとこそいふなれ。顔回の過をふたゝびせずとこそさけ。高ぶる餘りに彼跡をさへ追ふまじと、羹に懲てあまりなるの壺をさへぞ吹なるを、これの熱きを執ても手を濯がず燃る火に薪をそふどかや。酔へる人に強ふどかや。あやまちにあかねば、これもまたこなたより名付たる

なりといへば、くつがへりてめもなく咲ふ。千歳笑の初の一こそといふべし。まばらうといはれて、いひさしつる事をも下にゆづれり。』

この書尙亦どころく、狂歌などをまゐりて他をそしれり。左に其數首を抄出す。  
腹黒く學問青き白人の假名字例さへ赤恥をかく

直拗を不知につき

はた物のたてぬきまらで言葉の錦からんと思ふはかなさ

序に蒼顔が事もなくて俄に天粟…と云に付て

やぶから棒つき出したる此粟の天の賜ひか人の嘔吐おうとか

古書を證據にたて愚昧のたしかに思ふやうにまなせり

天へはく唾還著於本人まなせりと云人ぞまなせる

言はまぬ此やせ法師木枕の耳いたくしてぬこそまなさね

唾 歌

菽麥くまもわかで作れるはたけかさ恥にかきあく假名ざらひかな

橘のこのかみに吹く横風にたふされにけるやせすゞきかな

うしろゆびさせぞ知らぬいなり高み頃の下の目やおほふらん

からたちの物にかゝりとなりにけりかぐのこのみもたねかへにして  
かなづかひまたうちかへしつくれるの鳥瘡より恥のかきあき

たちかへりさかさまがはいは涙のむかしの人にさするぬれ衣

あわや喉其紺搔が模をだにれきたがへたる今の韻學

なま／＼にまなまなびたる餘力になか／＼假名のかなはざるべし

眞菜だにも白頭蚯蚓カサラのほねもなきせり學問根へいらぬかな

資朝の昔みられしかたはにもうなごの下に目あるありきや

れはどちの下にとちめし猿智恵の草木も知らで何をかくらん

### 校訂凡例

一 此書の、京都の人富岡謙三氏を煩し、上賀茂三手文庫所藏の今井似閑自筆本につきて校正せり。こゝに深く其勞を謝す。

一 原本、濁點を付けたる語と付けざるとあり。句讀も付たる條とまからざるとあり。今共に、すべて之を付けねきたり。

一 原書目録なし。今之を補ふ。

# 和字正濫要略目次

和字正濫鈔の正誤

和字正濫鈔の正誤	一
い	七
中下ノい	十
ゐ	十二
中下ノゐ	十三
ひ	十四
を	二十八
中下ノを	三十六
れ	三十九
中下ノれ	四十九
中下ノは	五十
え	五十五
中下ノえ	五十六

ゑ

ゑ	五十九
中下ノゑ	六十一
中下ノへ	六十四
中下ノわ	六十六
中下ノは	六十九
中下ノら	七十
中下ノふ	七十二
むトラト通ズル類	七十四
音便むト聞ユレドラト書ベキ類	七十六

# 和字正濫要略

いにしへの人のいはく限あるをもてかぎりなきにつかばあやうからんのみと。人の世にあるかのくまわざ有。皆その要につかすばまことにあやうかるべし。かなづかひの俗にも渡ることなからまさしく和歌をもてあそぶ人の事なり。神瑛が反紐圖序に詩人の鈴鍵といへるに同じ。これによりて今歌書に用る言の中について人のまがへぬをばおきて。あるひの昔よりあやまりあるひの今のひとのまどひやすきをわたりて。和字正濫要略となづく。古書を引て證することの私なき事を顯はせり。昔明巍法師と云人のかなもとづかひをやぶうていぬをわねの類皆ひとつにかくべしと申されけるよし或ものに言り。新勅撰に同じもじなき歌

逢とよ今のかぎりのたひなれや行するまらでむねぞもえける

ねを混せば此うたかなじもじ有歌となるべし。また古今にの世のうさめ見ぬ山ちへいらんにのといふを同じもじなき歌とす。ねとへと音便かなじ。書たがへたらばかたはなることも出来べし。億計王弘計王の兄弟にておはします。億計王の兄弟なれども後に位につかせ給ひて仁賢天皇と申す。弘計王の顯宗天皇也。古事記にの

或モノハ徒然草鉄種  
延政門院ノ歌ノ條ヲ  
サス蓋鉄種ノ撰者  
仙源抄ノ跋ヲ誤解セ  
シ也契沖ハ仙源抄ヲ  
見ザリシニヤ

◎原寫本一

意<sup>イ</sup>禰<sup>ネ</sup>王<sup>ヲ</sup>袁<sup>エン</sup>禰<sup>ネ</sup>王<sup>ヲ</sup>と<sup>カ</sup>、<sup>レ</sup>り。億<sup>イ</sup>意<sup>イ</sup>の<sup>共</sup>に<sup>假</sup>名<sup>カ</sup>お<sup>弘</sup>袁<sup>エン</sup>の<sup>共</sup>に<sup>を</sup>なり。億<sup>イ</sup>の<sup>大</sup>の<sup>義</sup>弘<sup>コ</sup>の<sup>小</sup>なる<sup>べ</sup>し。計<sup>ケ</sup>の<sup>何</sup>の<sup>義</sup>とい<sup>ふ</sup>事<sup>イ</sup>まだ<sup>と</sup>ら<sup>ず</sup>。もし<sup>お</sup>を<sup>混</sup>せ<sup>ば</sup>此<sup>御</sup>中<sup>い</sup>づ<sup>れ</sup>御<sup>兄</sup>何<sup>レ</sup>御<sup>弟</sup>とも<sup>わ</sup>か<sup>つ</sup>こと<sup>あ</sup>た<sup>は</sup>さ<sup>る</sup>べ<sup>し</sup>。黄<sup>ワウ</sup>口<sup>コ</sup>さ<sup>き</sup>だ<sup>ち</sup>て<sup>飛</sup>べ<sup>ば</sup>群<sup>クン</sup>雀<sup>ソク</sup>ま<sup>げ</sup>さ<sup>わ</sup>みに<sup>か</sup>り<sup>清</sup>旨<sup>セイ</sup>す<sup>ゝ</sup>み<sup>て</sup>み<sup>ち</sup>び<sup>け</sup>ば<sup>衆</sup>旨<sup>シュウ</sup>ふ<sup>か</sup>き<sup>あ</sup>な<sup>に</sup>お<sup>つ</sup>。明<sup>メイ</sup>巍<sup>イ</sup>め<sup>し</sup>ひ<sup>のみ</sup>ち<sup>ま</sup>る<sup>べ</sup>す<sup>る</sup>に<sup>と</sup>な<sup>ら</sup>ず。また<sup>近</sup>頃<sup>キン</sup>の<sup>人</sup>か<sup>な</sup>の<sup>事</sup>の<sup>つ</sup>や<sup>く</sup>ま<sup>ら</sup>ぬ<sup>が</sup>ま<sup>ひ</sup>て<sup>眞</sup>名<sup>マ</sup>の<sup>四</sup>聲<sup>セイ</sup>に<sup>寄</sup>べ<sup>し</sup>とい<sup>ふ</sup>あり。これ<sup>い</sup>は<sup>れ</sup>な<sup>き</sup>と<sup>也</sup>。凡<sup>ニ</sup>此<sup>國</sup>の<sup>其</sup>か<sup>み</sup>の<sup>和</sup>語<sup>ワゴ</sup>のみ<sup>あ</sup>り<sup>て</sup>眞<sup>マ</sup>名<sup>ナ</sup>も<sup>な</sup>く<sup>音</sup>も<sup>な</sup>し。五<sup>十</sup>音<sup>ノ</sup>の<sup>自</sup>然<sup>ノ</sup>の<sup>音</sup>な<sup>れ</sup>ば<sup>神</sup>世<sup>ノ</sup>の<sup>更</sup>にも<sup>い</sup>は<sup>ず</sup>人<sup>ノ</sup>の<sup>世</sup>に<sup>な</sup>り<sup>て</sup>も<sup>面</sup>く<sup>に</sup>お<sup>の</sup>づ<sup>か</sup>ら<sup>知</sup>て<sup>こ</sup>そ<sup>い</sup>ひ<sup>け</sup>め。其<sup>後</sup>文<sup>字</sup>わ<sup>た</sup>り<sup>て</sup>後<sup>和</sup>語<sup>ノ</sup>の<sup>義</sup>に<sup>ま</sup>た<sup>が</sup>ひ<sup>て</sup>伊<sup>イ</sup>爲<sup>ヰ</sup>等<sup>ノ</sup>の<sup>音</sup>を<sup>も</sup>つ<sup>か</sup>ひ<sup>わ</sup>け<sup>眞</sup>名<sup>ノ</sup>を<sup>も</sup>これ<sup>か</sup>れ<sup>ど</sup>配<sup>當</sup>せ<sup>る</sup>也。た<sup>と</sup>へ<sup>ば</sup>大<sup>ノ</sup>字<sup>ノ</sup>の<sup>假</sup>名<sup>カ</sup>遠<sup>ト</sup>々<sup>とも</sup>も<sup>遠</sup>遠<sup>ト</sup>於<sup>とも</sup>於<sup>々</sup>於<sup>々</sup>於<sup>々</sup>遠<sup>とも</sup>か<sup>き</sup>た<sup>る</sup>とも<sup>い</sup>にし<sup>へ</sup>に<sup>隨</sup>て<sup>さ</sup>こ<sup>そ</sup>か<sup>く</sup>べ<sup>き</sup>に<sup>於</sup>保<sup>ト</sup>の<sup>み</sup>か<sup>け</sup>る<sup>故</sup>有<sup>べ</sup>け<sup>れ</sup>ど<sup>誰</sup>か<sup>今</sup>其<sup>故</sup>を<sup>ま</sup>ら<sup>ん</sup>。知<sup>ら</sup>ね<sup>ど</sup>も<sup>昔</sup>に<sup>隨</sup>て<sup>書</sup>來<sup>れ</sup>り。神<sup>武</sup>天<sup>ノ</sup>皇<sup>ノ</sup>の<sup>御</sup>歌<sup>に</sup>於<sup>費</sup>異<sup>之</sup>と<sup>ある</sup>を<sup>古</sup>事<sup>記</sup>に<sup>於</sup>斐<sup>之</sup>と<sup>あり</sup>。日<sup>本</sup>紀<sup>ノ</sup>の<sup>自</sup>注<sup>に</sup>大<sup>石</sup>と<sup>あ</sup>れば<sup>い</sup>にし<sup>へ</sup>より<sup>ほ</sup>と<sup>ひ</sup>と<sup>を</sup>か<sup>よ</sup>は<sup>せ</sup>る<sup>也</sup>。よ<sup>ろ</sup>づ<sup>の</sup>か<sup>き</sup>や<sup>う</sup>これ<sup>に</sup>な<sup>す</sup>ら<sup>ふ</sup>べ<sup>し</sup>。お<sup>ほ</sup>つ<sup>とい</sup>ふ<sup>とき</sup>の<sup>平</sup>聲<sup>ヘイ</sup>お<sup>ほ</sup>山<sup>とい</sup>ふ<sup>とき</sup>の<sup>上</sup>聲<sup>ジョウ</sup>お<sup>ほ</sup>野<sup>とい</sup>ふ<sup>時</sup>の<sup>去</sup>聲<sup>キョウ</sup>也。さ<sup>り</sup>と<sup>て</sup>お<sup>の</sup>字<sup>を</sup>か<sup>へ</sup>て<sup>校</sup>どの<sup>書</sup>事<sup>な</sup>し。を<sup>る</sup>居<sup>とい</sup>ふ<sup>の</sup>平<sup>聲</sup>の<sup>輕</sup>也。但<sup>常</sup>に<sup>輕</sup>とい<sup>ふ</sup>の



當りて重くいへば却て重なり。和名菊の下に本音之重これつよく押ていふ故なり。これハ入聲。入聲にも輕あれば平聲に引て准ず。をば伯母といふハ上聲。をどめ少女と云ハ去聲。是又聲に依てを、おと書替る事なし。いゐゑゑこれに准ふべし。かくのごとく三聲あり。入聲ハすべてなし。以呂波と云もの出來て後四十七字をもて和語ハ云に及ばず音をも無窮に書にさはる事なし。音をからば假名ハ同じくて字のかたにて平上去入を分つなり。かなたの四聲の字をかりこなたの和訓の字にわはせて無窮に轉史して用ゐ也。まさしく假名のまぎるゝハ五十音の中にあいうゑを、やいゆゑよ、わるゑ、れ此三行の内を出ず。いろはにハ此中にいゑうの三音をはぶかれて殘る十二字の内、いゑゑを、おの三對六字これ用ゐわくべき字なり。其外は、ひふへほの中下にありてわいうゑをと聞ゆる音便又あふり隣泥、あふひ葵等のふのをのやうに聞えう、まれ生う、もれ埋等のうのむにまぎるゝ杯すこし」心をつくれれば知りやすきなり。

字を反すに二字にて反す上を切字下を韻字といふ。下の韻字にて平上去入の定まれを和語にて書時それハ用なし。上の字にていゑゑ等をわかつなり。汪一、切一、切乙、切伊、切鳥、切於、切なとあるハ皆、わいうゑをの字也。羊切、以切、夷切、兪切、庚切、亦切

余切與切欲切弋切餘切これらい、い、ゆ、よの字也。王切爲切韋切于切雲切馮切羽切これらい、わ、ぬ、う、ゑ、れの字なり。これをもて古書の假名に隨はゞみづから假名のこゝろを得べし

原本今井似閑ノ頭書

音ヲモ無窮ニ一私云源平盛衰記ニ少納言信西双六ノ目シユ四朱三トイヘルハ玄宗ト楊貴妃ト双六ヲ撲玉ヘル時コヒメニシユ四シユ三ノ出タレハ五位ヲサツケ五位ハ赤衣ナレバ夫ヨリ朱四朱三トイヘルヨシヲイヘリ

今案此説智アル人ハイツハリ多シトイヘルタグヒニテ法皇ノオモハズモ信西ニ尋サセ玉ヘバ廣才ノ聞エアル人ナレバサスガシラズトハイナヒガタクツクリゴトニイハレタルナルベシ。惣テテ双六ノ重リタル目ノ詞ハ皆重ノ字ノ轉語ナリ。重一オウチ(チャウノ漢音轉語)重二ヂウニ重三シユウノ重四シユウ(又シユウシトモ云)重五ヂウゴ(クオト通)重六ヂヤウロク(チャウ轉語)是ニテ音ノ無窮ナルコトヲ知ベシ。本字ニヨリテ五音通オウチヲ假名ノタガヘルコト一ツモナク音便ヲムネトセリ。

或書の詞にもてうさんてうしと侍れども是も重三重四どかきてシユザンシユシとよむべきにや

- 一ノ二
- 一三一
- 一四一
- 一五一
- 一六一
- 一三二
- 一四三
- 一五三
- 一三六
- 一五四
- 一五六
- 同ヲ目

◎四丁

二ツ一度ニイヅルヲ重目ト云。重韻會云儲用切厚也シヨウ。冬韻傳容切チヤウ音與蟲同。地名直龍切チヨウ也。陽韻叶一傳王切複也テウ也。腫韻柱勇切厚也チヨウ也。箋音直勇切チヨウ送韻多貢切トウ

三人以下原本序文ノ  
蓋ニ書入ル蓋製沖ノ  
音

三人ノ目ヲ合スレバ六ツ双六ノ下場ニ五一ハ三二ノ石下ル、コアタハザレバ六ツノ目五ツニ劣レリ。四一ハ重二ヲ下サチバ五ツノ目ニハ及バズ。目一箇ノ神アリ。阿那律ハ有爲ノ肉眼盲ヒタレ天眼ヲ以三千界ヲ見ル。世間盲者モ五色明闇等ヲ聞テ信ズレバ智眼ニハ礙ナシ。見テ悉ク誤ルハ盲ノ見ザルニ劣レリ。正理ヲ聞得ズシテ却テ幔幢ヲ高ク豎ルハ智眼早ク盲タル人ナリ。眞島モ金錐ヲ投テ手ヲ拱ク處ナリ。諺曰盲瞽不レ畏レ蛇ト。街談巷説モ採ベキコトアリトハ蓋此事也。

此引證書目ハ原本表紙ノ裏ニ張紙トセリ

# 引證書目

神珠九弄	反紐圖序、	新勅撰、	古	今、	古事記、
日本紀、	倭名鈔、	韻	會、	延喜式、	萬葉、
六帖、	玉篇、	蒙	求、	千載、	長能家集、
源氏物語、	白氏文集、	朗	詠、	眞字伊勢物語、	
字彙、	舊事紀、	藥師寺佛足石贊歌、	後	撰、	
三代實錄、	後拾遺、	金	葉、	姓氏錄、	菅家万葉、
新古今、	拾芥抄、	類聚國史、	仲文家集、	忠見家集、	
兼盛集、	源仲正集、	兼輔集、	齋宮女御家集、		
中務家集、	續日本紀、	宇治大納言物語、	うづば物語、		
拾遺、	本朝文粹、	釋日本紀、	行阿假名文字遣、		
令義解、	左傳、	公忠家集、	重之集、		
躬恒集、	土佐日記、	夫木集、	八雲御抄、	袖中抄、	
散木集、	續日本後紀、	曾丹集、	貫之集、	順集、	
江次第、	倭姬命世紀、	藻鹽草、	一心戒文、	續古今、	
沙石集、	赤染衛門集、	日本後紀、	古語拾遺、	已上	

和字正濫 通妨抄八卷  
契沖撰也

●和字正濫鈔ノ正誤

# 和字正濫要略

## 和字正濫通妨抄 補改

### 第一卷 序

以作威稜

日本紀に稜威をいづとよめり。韻會に前漢書を引て云李廣傳稜威  
李奇曰神靈之威曰稜。嚴の字をいづとよめるに意同じ

### 第二卷

磐余

いはあれ

いはれとも大和國十市郡に在

今云。いはあれと出していはれともと書たるの

誤れり。いはれなり。いはあれといはず。延喜式等に神日本磐余彦天皇神武を

いはあれと點したるにあやまられたり。古事記に神倭伊波禮妣古命自伊下五字こ

れ明證也

彌葉

いこゞ

今云。萬葉第四家持歌に

あひみていまばしも戀いなきんかと思へば彌こひまさりけり。今の本かやうに  
點せり。然るに六帖にいよいよとあり。これまされり。萬葉第五に伊與余麻須萬

〇六

須スとよめり。いよくの後のいを上略せる詞なり。よとど、同韻にて通ずればい

どいもいよにねなじきぬ。いとくといふ後のいを略せるか。何も義の通せり

威稜

いづ

(日本紀神代紀上稜威此ユネ云ナメ伊都フイ注あり。こゝに稜威と書べさ

をかへさまにかけると誤れり)

擽鬢ウツ啟

かうがい

(今云。和名鈔に啟音雪。玉篇に所劣切拭也。啟に作れる

誤れり)

蹄躡ヒ馬

つまいり

和名に牛馬とあるを馬との誤れり

愛知

あいち

和名尾張郡名

今云。智を知に作れるの誤れり

彈丸

さいごり

今云。和名に彈弓唐韻云彈弓徒丹切去聲放レ丸弓也文字集零曰

竹弦弓也。玉篇彈の下に弰同上弓同上とあり。さいとりとの蒙求に潘岳の下にかく

點せるを見て世にさいとりざをといふ物とふと意得て出したれど和名によれば

あらぬ事にて誤れり

臈

ゐる

和名に臈ナレテ子ナレテ字ナレテ誤れり

木蓮子

いたひ

萬葉和名

今云。萬葉にいなし。日本紀を誤て萬葉とせり。是の中

下のひの下也。いの下に日本紀和名と注せるひよし

鑿饋シロフン かたかどぎのいひ 今云。鑿を和名にの鑿に作る。玉篇に鑿醜同字也  
初シロフン うひ (古今物に蓋蔽を云云物名の名をおとせり)

### 第三卷

覆 れほふ 此はの重點におふと踊るやうにいふ

大 れほきなり 萬葉に大きと假字にかけり。假名のれなとけれど大の時の踊

らす

多 れほと 此はのふと重點に踊るやうに云習へり

騰魚 をこじ和名 今云。和名も職直同字也

響 れこなひ日本 神代卷下云喧響ウツク此云游等チヨウ娜比ナヒ

襦衫 なほしのころも直衣 (今云。和名に直衣なし。誤れり。和名すそつけ

のころもとて俗に直衣を用といふべかりし也)

飛廉草 ふほくてぐさ和名 (今云。此名をおに紛へからず。削るべし)

### 第四卷

愛知 和名近江國郡名 今云。和名に智と有を知と誤れり

決明 和名近江國郡名 今云。和名に智と有を知と誤れり

餌香市 和名近江國郡名 今云。和名に智と有を知と誤れり

紀に云天皇使下三齒田根命タカラモノチアラハヒ資財露置中於餌香市邊橋本之土上遂以三餌香長野邑賜

物部目大連カかれば下に衛我河河内國志紀郡と注せる所とおなじ

鑄文選 和名 今案に和名鑄發師說惠とあり。發の字をそへざりし誤なり。

神酒 萬葉和名 今云。みわの假名をれとせり。萬葉第二に三輪。和名集に美和

遊女 和名 今云。和名にの字加禮女又曰阿曾比とあるを誤れり

鯨 和名 今云。和名抄云魚條。遊仙窟に云東海魚條讀須波夜利本朝式云楚割

て予が出す所の字の音由魚名他字也。楚割とかく意の楚の木のすはは。そのやう

に魚を切ればすはわりと云べきをわの字舌に障るにより同韻にて通じてすはや

りといふなるべし

### 第五卷

長能名 長能ナカヨシ ながたふ たふハ堪の訓に同じ 今云。千載上下にわたりてながたふと假名かゝれ

(似爾書入)  
長能ナカヨシ  
八



たる故に出せり。然るに長能家集をみればいはく。かげつらといひはべりける人  
のものいひ侍ける女に忍びてものいひそめて罷りたりけるにきわひにければ一  
品の宮の九條にかけつらすむとさゝて「こす涙に袖うちぬらし歸りしもあはれ  
どおもひかけつらむやぞ。返し「よしれもへなかよしどだに見ましかば涙こしけ  
りどみせましやそい。又云はやう加茂祭見侍るとてあやしき人を車にのせ侍し  
をひかひによしませの朝臣たちてかく云侍りし「そのかみのなかよしとたゞま  
りぬれば人の數どもおもほえぬかな。返し「こどわりやまかうき身なりまかひ  
あれどよしまさるらん人の誰ども。此贈答四首みな名をよみれたるにながよ  
しと二首よみたればこれを證とすべし

燭 けふたし和名 今云。和名燭なるを誤れり。下准之

栗田 あはふ和名 今云。此次糞堆あくたふ次にあふちなるを次第を誤れり

檣 あふち和名 今云。あふちの和名棟。檣の沼天と注してぬるでなるを誤れり

柺 あふち和名 今云。和名の初暗なるを誤れり。柺の玉篇に榮カキ古絶カキ垂買カキ二柺カキ上カキ

蚰蜒 なめくち和名 今云。蜒の蜒なるを誤れり

雲聚 うず和名 今云。名和にの雲珠と有を誤れり。雲聚」との萬葉第十三にの此

次下の警華(冠の巾子に立そふるもの也)の假名にかく

祖母

うは

今云。和名に於波とあり。上に於保波々の義と注したるがごとし。

俗にうばといふいふおとうとわの下にて通ずれど俗に隨がへるの誤なり。源氏若紫の卷にもればと有り

美

うま

日本紀第一に可美此云于麻時。第三神武紀に可美此云于魔詩。可

字おとせり

蕙

むしろ

蕙を誤て蕙に作れり

隨分

なづさ

白氏文集

今云。隨分管絃還自足。此隨分を流布の文集にナツサ

くと點す。古き朗詠の點にナツサくと點す。眞名伊勢物語にあふなくおもひのすべしなすへなくたかさいやしきくるしかりけり。此歌のあふなくに隨分を用片假名のアトナトまがひナトサトまがひてアツナくのナツサくになりたる也。流布の白氏文集の三字どもにまがひたる也。今の歌六帖になさおもひに入れたり。になさのにはぬ也。然れば隨分の字よく叶ひて聞ゆるなり。なづさくもなふさくも誤なるべし

落

ろ

此字字彙になしと注せし十三畫の下を尋けるか今忘れたり。

十二畫の所に有。魯故反音路香草と云云ふゝきの義のなし」

膽

和名類聚鈔第三云中黄子云膽都致反爲三中精之府。同第二十云人參和名久世末乃伊

俗に熊膽の諸病に通じて上藥なるやうに云傳ふ。人參の神艸と名付るほどの藥

なれば熊膽に比して和名を付たるか。然ればこれまた伊の字を用たれば膽の假

名いなる證なり。日本紀第三神武紀に大和のいこま山を膽駒山とかゝれ景行紀

に近江のいぶき山を膽吹とかゝれ垂仁天皇の皇女膽香足姫命を古事記に伊香帶

日子命とかげり。姫と日子との異説也。安閑紀に筑紫膽挾山都と有り和名を考

るに豊前國京都郡と下毛郡に諫山あり。此山ふたつの間に住人なるべし。諫の

ふび此假名にあへるをれもふべし。齊明紀に膽振鈕蝦夷自注に膽振鈕此云三伊

浮梨娑陪と有。又天武紀に膽香瓦臣とある氏の伊香也。和名に陸奥國の郡名膽

澤を伊佐波と註す。以上これら膽の假名いなる證也。これの和歌に用る詞にあ

らねば委しくわきまへずとも有べきに膽の假名を爲也とみだりに執して熊膽を

くまのぬどかくべし膽駒膽吹をもぬこまのふきどかくべきよし申により熊膽の

膽ナぬトスルハ和字  
通例書ノ説ナリ

◎一一

俗書トアルハ略ニ和  
字通例全書ヲサス以  
下ミナ同ジ

さてもありなん伊駒伊吹とも書所をばいのわろしむ也といふを「さ」にのわらず  
と明らかなる證を引てわきまふる也

瑞籬

いがき

和名云美豆加岐一云以賀岐。萬葉第十一に伊垣。俗書にゐがき

と書べし井の字のやうにする垣なればと云。神代より有いがきに文字わたりて  
後の名あらんや。よりてこゝに辨へて出す

因幡

いなば

和名に以奈八と註す。舊事本紀第十に稻葉の國古事記上に稻羽

とかけり。行平卿立わかれいなばの山とつゞけてよまる。此歌美濃といふ一説  
おれと誤なり。六帖國といふ題に入て五畿七道次第に載たるに但馬の下石見の  
上にあり。因幡國の名所なる事明らか也。此外古歌に往者イナバとそへてよめる歌か  
はし。假名おなじきが故也。近來出たる俗書に因の字に付て僻案をなしてゐな  
ばと書べきよしへるに付てたれも知る事なれど是を注す。又因ハ玉篇に於人  
切。於ハ漢音初のをなる故に全ケぬんにあらず。安於樂伊於言一於逸これらにひさあ  
はせていんなる事を決すべし

引佐

いなさ

遠江郡名

和名伊奈佐。萬葉第十四にも伊奈佐保イナサホ曾江ソウエとよめり。是も彼

俗書に引の字に付てゐなさと書べきよし申によりて注す。玉篇に余忍以振二切

ともにいん也。ゐんにあらず。以ん余止切なればいろはに付ていへば上の因もこれも同じ假名なれど因のあいいうをの伊引のやいゆえよの以無なり。

印南野

いなみの

和名播磨の國印南郡を伊奈美と註す。景行天皇紀に稲日

日。萬葉にの印南稻日稻見不欲見野將行又假名に伊奈美とも書けり。此中に稻日と書けるのいなびにてびみ同韻通せり。これも又俗書印の字に付てゐなみと書べきよしへるによりてわきまへ侍りぬ。印伊又たしかにいんにしてゐんにあらず。日本紀に御間城入彦五十瓊殖天皇の崇神天皇の御名これを古事記にの御眞木入日古印惠命とかきて印惠の二字以音と註す。又日本紀に垂仁天皇の皇子五十瓊敷入彦命これを古事記にの印色之入日子命とかく。印色二字以音と註す。五十の訓のいなる故に萬葉第十一に笈を五十日太と書けり。既に伊又切にて事されたれどもいよく疑ひを殘さざらしめんために外にも印の字を用ひたるやうを出して證する也。物語にいんを結ぶなど云時の假名も是によりて迷ふべからず。初學の迷をとかでかへりてやすき事をかたくするの和語の邪魔也。たゞ和語にくらきのみにあらずふつと韻學もなき人なり。幸に武城に住ての言假が絃歌を樂みてこそ有べきにかへりて雞の刀を操て牛を割むとするかな。孔子も臧

の口を箝ツクミて愁の眉を纏め給ふべし

忌部

いむべ

和名に阿波國麻殖ヲヒノチ郡の郷名也。伊無倍イムトと注す。これ又誰もま

れる假名なれど彼俗書にいむと云詞今案ぬむと書べしといへり。故にいの假名を用る證を出す。ゐを用べしといへる意をいひわらはざれば知がたけれど推量する處ありし。彼れ本より音訓どもにまらぬ人なれば爲をやいゆぬよのいの所におけり。于偽ウソの切なればわぬのゐにしてやいのいに叶はぬ事を知らず。これによりてゆまはると云詞に通ずるゐぬまはるなり物をいむといふもゆまはるとなればゆに通ふゐにてゐんと書くべしといふと云意成べし。爲の和に屬すとだにまらば堅凍春到て狐疑コウギさらに結ぶ事なかるべし

〇二三

●中下ノイ

中下ノイ

棹

かい 和名加以。萬葉第二に奥津加伊又邊津加伊。同十に賀伊のちるかも。

和語の下にいの字を用る事まれなる故證を引てこゝに重て出す

當麻

たいま

和名多以末。履中紀に當麻徑同帝の御歌に哆嚙タカ麻知マチ。古事記に

當岐タカ麻道マチ御歌に當藝タカ麻知マチとあり。垂仁紀にたいまと點す。これによる

にたぎまをたいまといふのいとき、同韻相通也。當の字の萬葉第六に山城國相樂郡布當宮又布當野とも書り。又第十一にたぎつこゝろと云を當都心とかけり。今これを出すの俗書にたえまといふよしにて上字音タウイと書之訓にあらす聲の變也といへるの當麻二字の音にて名付て和訓にあらす心得たる故これに迷はざる、人も有べければ」和語の意の知らねどたぎまといふをたいまど通はしていふとえらしめむと也。眞名をかりて用たるも播磨因幡等のごとし。又たゑまといへるの誤なり

築墻

つひひち

和名に豆以比知。つひひちをいさ同韻にて通じていふ。ひちの土形をひちかたとよむとくつちのと也。又つひがきともよむ同じ事也。又

脛を和名に豆以比知伊太とよめるの俗に腰板といふもの也。俗につひひちを略してつひちのこと、いひなれたる故に築地と書の誤也。風雅に心あらん人の地の字を按じて俗なる事を知るべし。是も執するものある故に出す

老

れい

萬葉第十九に意伊豆久安我未此意の老就我身也。和名に遠江國長下

郡老馬於以又老繫於以又日本紀間人連老自註に老此云於喩とあり。是やいゆのよのかよひ也。此假名またれひを執する俗書によりて出す

◎一五

悔

くい 天智紀の歌に俱伊とかゝる。又萬葉第十八元正天皇の御歌にたまま  
 かずきみが久伊てといふほりねに。又十四に伊波久叡乃伎美我久由倍伎己許  
 呂波母多自これくやしくやむくいくゆと通ふ故也。又同第三に河岸之妹我可悔  
 心不持これも河の岸のくゆる物なる故に逢たる事を妹がくゆるやうなるあだな  
 る心のたじとつやけんとして河岸のと云へり。是も俗書にくると書べきよし  
 へる故に、いわの下にてくやむくゆ、とかよはぬとをあらはさんたけに出して  
 注する也

參

まいる 萬葉第二にの參入とかき第十六にの參納とかけり。まういる、まゐ  
 いるといふ略也。まうでをこども云がごとし參入のとき、の參のま入のいる也

ぬ

藪

ぬ 和名に爲。又驚尻刺さぎのまりざし

將

ゐる 又卒師ひさゐるも假名れなじ

田舎

ゐなか 萬葉第十六に居中。和名井奈加

院

ゐん 王眷切ゑん。二四相通か吳音か



●中下ノゐ

韻 ゐん 爲鎮切。源氏にたんるん又るんふたぎ

堰埭 ゐせき 和名井世木

守宮 ゐもり

中下のゐ

行器 ほかる 外居ども

鶏栖 ごりゐ 和名鳥居也

宿直 ごのゐ (殿寐也。ゐの假名に非)

乞兒 かたる 和名加多井

地震 なる 武烈紀御製那爲我與釐據魔

髻髮 うなる 和名字奈爲。萬葉十六同

莞 れほる 萬葉第十四於保爲具佐。和名於保井

大炊寮 れほるづかさ 和名於保爲乃豆加佐

烏芋 くわる 和名久和井

詣 まるで までともよ  
うでともよ 萬葉第十八に麻爲泥マヅこしマヅとマヅ又未爲之マヅわがせを又朝參マヅ又

第二十に麻爲マハダ氏ウヂさましを又藥師寺佛足石讚歌にこのみわとをたづねもどめてよ  
き人のいます國にの和禮毛麻胃マハダ底ソコ牟ムこれらまるでの證なり。まうでのわの下に  
て通せり

紫陽花 あぢさる 萬葉第四第二十に味狹藍アヂサ。假名にの廿に安治佐爲。和名

にの今の眞名に安豆佐爲とて草類に入たり

用 もちる

ひ 附

櫟シキ いちひ 和名に櫟子シキ以ヒ 恭紀到倭春日一食イハヒ于櫟井上シキ。古事記中卷孝昭天

皇段に壹比章イチヒ臣シこれ上の櫟井を氏とする也。同卷應神天皇の御歌に伊知知章能  
和邇佐能邇袁ニニ云クニ櫟井シキの和珥挾野土ニニをなり。用明紀云赤檮此云伊知比。萬葉第十  
六乞食者歌に伊知比。已上皆いちひ也。久しくいちひとかけるは俗書にも是を  
執する故に明證を出す

蓬菓 いちひこ 雄略紀蓬菓此云伊伎麻姑。是いちごの別種也。いちごとも

ふんこ

械

いひ 和名比。後撰に池水のいひ出るとのかたければ。かやうに言出るとよせたるれほし。日本紀にたゞひとのみも此字をよめり。いひの俗書にいとかくべしと執する故にやがてひの事なればなりと出之

飯

いひ 俗書にいとと書べしと云ふまからず。武烈紀に物部影媛が歌に抱摩媛オモモ備播伊比佐倍母理ヒトサヘノモリ。日本紀并萬葉餉飯神社ケツヒノカミこれも延喜式に氣比神社ケヒノカミ七座。古事記同。播磨國郡名揖保イヒホ和名に伊比保。三代實錄并延喜式にの粒イヒホの一字をもてこれにあつ。但和名に同郡にまた揖保郷有伊比奉イヒホノミヤと註す。此所にます天照神社といふ神の事にいへば郷の名也。それにも同じ。和名に饗饌カマを加太加之木カシノ乃以比強飯ノノイヒヒヤクを古八伊比油飯コハヒヒヒを阿不良アノラ以比糯イヒヒを保之以比餉ホシイヒヒを加禮比カレヒ於久留俗オクシヨク云加禮比餅カレヒヒを毛知比モチヒ饗ケツを久佐毛知比糯クサモチヒをば毛知乃與禰モチノノミと註して毛知比モチヒの與禰ミといはざればもちひの糯飯もちひの略也。文武紀第三に阿提飯高牟漏アテヒノタカムロとあるの阿提アテの在田飯高アテヒノタカの今日高にて紀伊國の郡の名なるに飯高を上畧して日高といふにあらざるや。備中ツク者多郡大飯タカヒ於保オホ萬葉第五に可例比波奈之爾餉カレヒノハナノニの無しに也。和名鞍馬具に鞆賀禮比都氣ツルカヒツツキ餉着ケツキの義なるべし。樺子ハクシ加禮カレ餉ケツ筒ツツの義破子ヤクシ和利ワリなり。駿河國益頭郡スエノノタカ澤食サキ佐波サハ是食シキの飯なれば佐波以比サハノイヒの略也。茅鷗チウの以比止イヒト與此ヨシかなを飯豊と書り。

和名<sup>比</sup> 比之 赤蟻<sup>伊比</sup> 飯高<sup>伊比</sup> 飯野<sup>伊比</sup> 并郡の名なり。出雲國の郡名飯石<sup>伊比</sup> 以上飯の假名以爲にあらすして以比なる證也。仰て先賢にまたがふべし

齧 はちすのはひ 和名に波知須乃波比。延喜式第三十九内膳式に荷葉椎葉七

十五枚波斐四把半云云後撰にはちすばのはひにぞ入のれもふらん世にのこひちの中にねひつゝ。顯昭の義にわろき身をばちりはひといへば其心也といへり。人をこひぢにある物故に水のはどりになき灰<sup>ひ</sup>のやうに思はれたしと蓮のはひによせてよめる也。これも俗書にいづるとあるによりて出す。蔓荊といふ木を和名に波末波比。杜仲を波比末由美。いづれもはふ故の名也

灰 はひ 和名に灰波比。聖灰<sup>以之</sup> 藜灰<sup>阿加佐</sup> 後拾遺集に紫にやしは染たる藤のは

な池にはひさす物にぞ有ける。これ紫を染るにはひを合するものなれば藤のかづらのはふをはひさすとよせたり。俗書にはいと書て灰の音の轉也と執す。呼懐切にてくわいなればかいわいなどこそならめ。はいとやの轉すべき。古事記中卷神功皇后紀に住吉大神告たまはく眞木灰納<sup>し</sup> 瓠亦箸<sup>比</sup> 多作皆散<sup>カハコ</sup> 浮大海<sup>ニ</sup> 以可<sup>レ</sup>渡云云此時に灰に和語なくてまだ渡りこぬ異國の文字の音にてのたまふ物ならんや。よくねもふべし

新

にひ 此假名を世に誤りてると書俗書にも執せり。日ニ本紀に珥ヒ比磨利ヒつくばを過て古事記に彌比婆理萬葉第十四につくばねのにひはまゆ又爾比多やま又乎爾比多夜麻上の新田山をすなはち小新田山とよめる也。又ふるくさに仁比久佐まじり又爾比牟路能又仁必波太ふれし又十七に爾比可波能その立山タテヤマとよめるの越中新河郡なり。また第二十に今のかはる爾比ささもり和名に攝津島下郡

新野爾比遠江城キカ飼郡新井新野爾比駿河有度郡新居益頭郡新居武藏郡名

新座爾比近江久良淺井郡新居上野カムラ甘樂郡新屋播磨伊保揖保郡新田備中哲多郡新

見爾比阿波美名方東郡新井勝浦郡新居讚岐阿野郡新居伊豫郡名新居爾比

越智郡新屋喜多郡新屋筑前席田郡新居鞍手郡新分肥前高來郡新居

爾比又上野郡名新田爾比又越中郡名新川爾比にふたの世につたと云合掌甲冑ガウシ

などいふ入聲の例也。萬葉ににひた山をにふた山とよめる此郡の山なるべし。

にふがはりにひ川とよめる也。共にひとふと五音の内にて通せり。これらをよ

く見てにると書誤りを知て守杭の迷を改むべし

小

ちひさし 世にちいさしと書き俗書にもそれを執する故に證を出してわかまふ。和名に内豎知比佐和真波信濃國郡名に小縣知比佐極知比佐蛟知比佐乃小嶋魚知比佐石衣知比佐木古介知比佐

是等の明證也。みだりに先賢をもとくべからず

甥

をひ和名  
平比附姪米比 俗書にをいめいと書べしと執す。上にをといひめとい

ふ男女のわかち有下にもにひと云その意有べし。名付る故をえらすして何ぞ

みだりに改めん。又和名に甥之子爲離孫一男無万古  
乎比といへり。金葉集に甲斐より

のぼりてをばのもとに有けるにはかなきことにつけてねひ出されたる人のよめ

る歌に鳥の子のまだかひながらあませばをばといふものねひ出ざらまし。

此落句生まじに追をそへたり。猶假名こそたがひたれと甥の出ていなざらましとい

ふころも侍るかどぞみゆる

檀日宮

かしひみや 眞名仲哀紀にかく有。これを古事記に筑紫訶志比宮。萬

葉にの香椎。これを和名にの加須比と註す。姓氏錄にの精氷と書三代實錄にの香

襲どかけり。世に椎を誤てゑると書故に俗書にこれをかしのと書べしといへる

故に委いふ。檀日と書けるにかしのとつけ精氷と書るにかすのとつくべしや。

よくくねもふべし

貝

かひ 俗書に介の字の音にてかいと書べしと云世にもかいと書るも見ゆれ

ば更にかひなる證を委く引。和名貝和名與  
比殼貝同虫の皮甲也。又文蛤伊太夜  
加比蜺之  
加比美

貽伊加比魁蛤字無木紫貝字方乃久貝蛸加比古事記上云其猿田毘古神坐阿邪訶一時爲漁  
 而於比良夫貝夫自比至其手見昨合而沈溺海鹽云云比良夫貝と書て上三字を  
 音とす。貝の神代よりかひとかける事はに見たり。同下卷になつくさのあひね  
 のはまの加岐賀比にと允恭天皇の皇女衣通王よみ給へり。此時文字わたりてい  
 まだ久しからず。萬葉第十五に和須禮我比又いへづとに可比をひろふと又こひ  
 わすれ我比同十八になごのうらまによる可比の同廿に可比にありせば。菅家萬  
 葉にちゞのはるにもあへる貝カヒナシ之。和名大和國添下郡鳥貝止利後撰にいせの海  
 ちひろの濱にひろふとも今何てふかひか有べき新古今に搦のまによもの浦々  
 尋ぬれど今の我みのいふかひもなしとかひのあるなきによせて讀る歌はほし。  
 又和名に卵加比これをたゞかひともいへり。貝子カヒコの意也。又和名龜貝體の部に文  
 字集略云龜蚌タゲヒ之屬甲曰介音俗云古不かひとかきて介の音なりといはゞ龜の甲をも貝  
 といふべきにや。みだりに僻案をなして古賢にもとるべからず

宵

よひ これも俗書によると書くべしといふ故に重て證を引てたゞす也。允恭  
 紀に衣通姫の御歌にわがせこがくべき豫臂ヒなりさゝがにのくものれこなひ虚ヒ豫  
 比ヒまゐるしも。萬葉第十四にいにし興比欲利又ゆふけにも許余比とのしろ。又六帖

の歌にわかぬさすひるのこちたしわぢさるの花のよひらにあひみてしがな。紫陽花の四葉に咲はななればよひの假名なる故によひらとよせたり

## 魂

たまとしひ

萬葉第十五に多麻之比第三の歌に心神又精神などをたましひと

點したる事いねはけれと假名に書て證據とすべきの見及びたる中にこれより外になし。魂の多麻とのみよむをこれに之比と付たる詞の意をれもふに靈の字奇の字をくしびとよめり。是を上略してそへたるか。又魂の字をむすびともよめり。神皇產靈を神御魂とも書り。高皇產靈を高御魂ともかけり。皇產靈此云美武須毗と神代紀に自註あり。此產靈を産栖日とも云り。奇の字くしどのみもよむに又くしびともよむの此國に目をあやしくたふとき事の限りにいへば奇日方といへる事も有。此奇日を上略して付たる也。魂の神妙の物なれば也。これも俗書にたましひと書べきよしひまた世にさやうにもかくに古き物にるを用たる事更にみねねば證あるを引てこれを正し置也。

## 鯛

たひ

これも世にたいとかく人有。俗書にもそれをよしといへる故に重て證

を委しく引。和名に「太比」太比「久延延喜式第十一に平魚とかかれたるをれもふにひらなる魚なれば太比良の略なり。拾芥抄に宮伴祭文と云物あり。新舊のいまだ



ゑらず。其中にも鯛の平らかに鱒の彌益よになどいへり。たひらといふの手のひら平如掌ナレトなど物にもいへるがごとし。近きたひらかなる物にたとへば掌なる故也。平をまたたいらと書人有。此理なる上神代紀上に在平處を註して陀毗羅タヒラとあり。萬葉第十七幕庭ユラニに敷美多比良氣受同甘タヒラケに多比良氣久タヒラケわやひいませね。類聚國史に藤原右大臣園人嵯峨天皇の皇太弟の南池に行幸したまふに奉り給ふ歌けふの日の池のはどりにほとゞぎす多比良波タヒラちよどなくいさゝつや。此たひらとい今の都平安城也。以上平魚にかゝれたるに付て鯛の假名の證をかねたり。六帖にあふとをあこぎの嶋に引たひのたびかさならば人もゑりなん。是もたひと云故にたびかさならばとつゞべき料に上句の云るなり。俗子のうたの事ゆめにもゑらぬのかゝることわりに心の付ぬ故にわろき今按をする也

### 曾許比

そこひ

これまたそこゐなとかき俗書にも執する故に出すなり。萬葉

第十五にあめつちの曾許比能字良爾わがごとく君をこふらん人のさねあらじ。

そこひの限の「意なり。返部シキといへる通ずるか。そこひなき淵やのさわぐわたつ

みのそこひもゑらすなど底に寄せたり。もし底もそこひの義畧になづくる

### 遂

つひに

世につゐにとかき俗書にもこれを執す。古事記中卷武内宿禰の歌に

那賀美古夜都毗邏斯良牟登加理波古牟良斯。萬葉第廿に須惠都比爾

愁

なまじひに 萬葉第四に奈麻強とかけり。生強の意なり。なまの古事記に

爾稍取ニ依其御琴ニ而那麻那麻邏控坐とあるのまぶくの意也。俗になまなかの

事と云も通じて聞ゆる也。韻會愁疑僅切爾雅強也詩不<sub>ニ</sub>愁<sub>ニ</sub>遺<sub>ニ</sub>一老<sub>ニ</sub>註<sub>ニ</sub>心<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>欲<sub>ニ</sub>自

能<sub>レ</sub>彊<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>辞。和語の心是にかなへり

鶺鴒

くゞひ 和名に久久比ニ云古布

杙

くひ 和名に久比また椽の久比宇都。應神紀に委愚比楚區古事記に韋具比宇

知るくひの堰杙にてゐせきの所にうつ杙也。又古事記に許母理久能波都勢能賀

波能賀美都勢爾伊久比袁宇知斯毛都勢爾麻久比袁宇知伊久比爾波加賀美袁加氣

麻久比爾波麻多麻袁加氣云此歌萬葉第十三に伊杭真杭と書り。此いぐひの上

のゐぐひにのわらず假名となり。伊のそへたる詞にて只くひといふかもしの板

などの時のとにて忌杭といふ略也。杭を杙に用るの非なるよし和名にいへり

株

くひせ 和名に久比世。古事記倭建尊の御歌に斗迦麻爾佐和多流久毗比

とよませ給へり。これの俗に木のかぶといふ也

水鶏

くひな 和名に久比奈。皇極天皇紀に水鶏此云ニ俱比那。仲文家集に云院

〔謙三云仲文集くりやくるしヤトアリ〕

の大將どの、さぶらひにくりやがぬなはた、くを見て仲文くりやよりまたよひなればぬなはのわれらがくひなた、くなりけり。返し侍従の君手もたゆくた、くくひなものこらねば猶ぬなはのくりやくるしき。くりやの厨女ツクリメにて食事いとなむ者也。ぬなはた、くどのあつものなどの料にこまかにするなるべし。歌の水鶏ツヒナを食菜シホナと添たり。是くひなの假名なる故なり。くゐなど書く人ねはきが故に委これを註す。但武士などのもとにて、椽をくひうつ水鶏をくひなとか、ばいみて俗難も出来ぬべければ是のみならずさあるべき假名どもをば時に去たがひて去りながらもはからひて書くべきにや

胡籙 やなくひ 和名に夜奈久比

吹飯浦 ふけひのうら

鯉 こひ 和名に古比とあり。六帖にゆく水の下なるこひのくるしき、あみの

ひとめをつゝ、ひ成けり。淀川の底ソコにすまねどこひといへばすべていをこそねられざりけれ。金葉に今いたゝねられぬいをぞともにするこひしきひとのゆかりと思へば。是もねられぬいをぞといひてこひしき人のゆかりといへる、上六帖の歌に寄せたるがごとし。忠見家集に人をまつこゝろの池のそこなれやいひ

そむるよりこひのつもれば。兼盛家集につられけを猶ぞこひつるみなせ川うけもひかれぬ身といゑる。源仲正家集に寄池魚こひえなばこひもえねとかなどもかくこやの池すになぶられてふる。世にこいと書き習へる誤を俗書に執する故に戀になして讀る歌迄を引てこひと書べき事を證す

葦芽

あしかひ

真名の神代紀に出たり。假名のやがて和點にあり。古事記に

阿斯訶備とあり

盲

めしひ

和名に米之比。又清盲阿岐之比

姪

めひ

和名に米比。又甥之子爲離孫無方古女比

椎

ちひ

和名に之比。日本紀に椎此云辞毗。古事記宣化天皇段に火穗ホホ王者志

比陀君之祖といへるを日本紀に椎田シヒダとあり。又古事記應神天皇の御歌に志比々斯那須伊知比韋能これ椎のごとくなる櫟とつけさせ給へるなり。志比比とい久比を倭建尊の久毗比とよませ給へるがごとし。古語なるべし。那須とい如五月蠅を日本紀にさばへなすとよめるなすに同じ。萬葉第十四に四比乃故夜提又思比乃佐要太。延喜式第七大嘗會式云柱將椎枝古語所謂志比乃和惠兼輔卿家集に十干を隱題によまれたる中にひのえをよめる歌はし鷹のこがへる山のえひのえのとき

はにかれぬ中を頼まん。又上の香椎カシヒの宮をさまぐに書る眞名假名だがひに證據也。俗にまゐとのみ書きなれ俗書にこれを執する故に見及ぶにまかせてまげきをいとはず證を引也。見む人心あるべし

強

名ひて 萬葉第三に天皇賜志斐シヒ姫御歌強流志斐能我強語御返しに志斐伊波奏強語登言これ志斐といふ氏をよせてあそびせり。菅家萬葉に誣手シヒテこひしき

春のわかれか又誣手シヒテわすれんと思へども。萬葉第九に松反四臂而有八羽同第十八に麻追我弊里之比爾底マツカハハリシヒニチあれかも是二首の誣の字の假名也。誣をもて強に假り強をもて愁ウナシヒにかけり。三つながらまひなる事あきらかなり。強をまゐと書俗書にも誤る故に重て委く辨へ置侍る也

額

ひたひ 和名比太比。又蔽髮ヒト飛ヒトこれの女の髪のかざり額にあつる故の名也。又石龍イシリウ字之乃ノ又戴星馬トビ字比太ヒ非ヒ又細辛コト字比太ヒ乃ノ比ヒ是等假名の證なり。ひたゐと書

人有俗書にも是をよしといふによりて更にたゞせり」  
ひゝなあそび 此假名いまだたしかなる證を見ず。又眞名のましてまらず。齋宮

女御集にうちにねはせし時ひゝなあそびに云云又ねなじひな社の前の河に紅葉ちる處にて云々又中務集中宮のひゝなわはせにかはらのかたすはまにつくれり。ひ

◎二八  
釋日本紀廿四二比々  
奈遊又江次第十七二  
比々奈トアリ  
群書類従本中務集二  
云ク  
七夕の繪の中宮の  
ひなあそびにまは  
らのかたすはまに

つくりりひいな  
 車のつた七月七日  
 棚機もけふあふせ  
 こ聞物をかほさばか  
 りを見て歸るらむ  
 同上  
 隨景殿の女御中宮  
 に奉れ給ふ扇にあ  
 してにて  
 白浪にそみて秋の  
 立くらし江の芦もそ  
 よさいふなり

◎二九

萬葉二字比トアリ

初

うひ 眞名の日本紀に初位をうひかうふりと點せるによる。假名の古今集

物名にさうびを我のけさうひにぞみつる花の色をわだなる物といふべかりけり  
 と貫之の讀まれたるを證とす。日本紀に本居をうぶすなどよめるうぶとうひと

ゝなのくるまのなぬか「たなばたもけふのあふせと聞く物をかはとばかりや見  
 て歸りなん。又云れいけんでんの女御中宮にたてまつれ給ふひゝなのもにあし  
 でて「あら浪にそひてぞ秋の立ちぬらしみぎはの芦もそよといはなん。俗本の  
 假名の證とまがたけれどこれら一同に皆ひゝなどかき又ひなどもあれば是を引  
 俗書にひいなと書眞名の難の字を書けり。最負の音のひきなるを音便にひいき  
 といふとくひなの音便もひいなといへるかと思へるにや。假名にひさること  
 なし。鳥のひなをいふ時ひゝなどいへるとの見及ばねどひゝと聞はてなく物な  
 ればひゝなきを略してひゝなどいひてそれを猶略してひなどいふにや。ひゝな  
 をも俗にひひなどのみいひ齋宮女御集ひなやしろとあれば互にひゝなどもひな  
 どもいふべきにや。鳥のひなのちひさういたいけまたれば装束かたなをも、ひ  
 ながたと云。これを思へばひゝゝなも屋形人形よりよろづちひさういつくしさを  
 ひなに名たるにこそ」

清濁のひとしからねどもとの同じ詞成べし。世にうゐど書きなれ俗書にも是を執すれど、もとよりうゐならんにわづかに三もじのさうびをかくしかねて假名をたがへて貫之ほどの人のよまるべき物かり。此一首の他の五首十首よりもたしかなる證とぞあふぎ侍る。これより外に未これこそと申べきほどのと見及ばず

### 黄芩

ひよらぎ

和名に比々良木。巴戟天

夜麻比  
比良木

此巴戟天の草部に出されたれど

黄芩の下に一名巴戟天とあればひよらぎとも同じ物にて草にも木にも通ずるなるべし。古事記上に比々良木又中に給比々良木之八尋矛。續日本紀に大寶二年造宮職獻杜谷樹長八尋ナルキ良木俗云比々良木。延喜式第四十七に左右兵衛の奉る卯杖の中に比々良木三束といへり。或ひいらぎ或ひゐらぎと書故に明證を引なり

### 住

すまひ

萬葉第三に年緒長久住トシナガカク乍座スマヘ之物モノ乎ニ同ト第五にひなにいつとせ周麻比

都々ツツこれららのすむと云に同じ。住居と書て假名もすまゐなるの家居と書ていへ

ゐど「いふにおなじ

### 相撲

すまひ

和名に須末比。遊仙窟に推の字をすまふとよめり。互にたふさ

んどするにまたがはですまふ故にそれを躰によびなして名とせり。是を業とす

る者を世にすまひどりといふ。宇治大納言物語にこれをたすまひといへり。  
うつば物語にばくちうちをばくちとも云るがごとし

を

岑

を 又峯又丘  
又尾並同

萬葉第十四に花ちらぬこの牟可都乎の又廿にむかつ乎能倍此外  
只尾といふも尾上といふも皆同じく假名のなるを世にもかの字を書ならはし  
俗書にも執する故にふたゝびたゝす。但こゝに出す真名の萬葉によれり。世に  
中尾の字を用よりて下の尾にゆづりて委出す

雄

を男同

これハ世にも用れど又おをも書故に出す。神代紀上に雄語此云ニ  
鳥多稽眉鳥のをなり。素盞鳴尊古事記に須佐之男命に作れり。姓氏録に素  
佐能雄命。神武紀に雄水門の和名に和泉國日根郡に呼喚郷あり乎と假名をつ  
是銘。延喜式に男の神社有これ也。鳥の雌雄にも和名に乎土里とあり。又次下  
の尾に通じて用れば略之

尾

を

世に尾の字の一切におを用とおもひ俗書にまか見えたり。此字尾上尾張  
おほよそ上に有て下に付ても皆をにしてまたくおにあらず。和名第十八羽族體



尾見名ノ次「又みはな  
だのきぬの帯尾」トア  
ルベキカ

〇三二

部に野王案尾誤鬼反和名乎鳥獸尻長毛也。鞅乎不鷓尾琴止比乃駟馬乎之駟能字麻尾張を景行紀に日本武尊の御歌の中に鳥波利その御歌を古事記に袁波利。拾遺集物名にをほりごめを隠して池をほりこめたる水のおほければいひのくちよりあまるなるべしとよめり。和名に平波里又伊勢桑名郡尾津乎遠江敷智郡尾間乎甲斐入代郡沼尾乎奴方近江高嶋郡三尾美乎信濃水内郡郷名に尾張利倍備前邑久郡尾沼乎同郡尾張乎八讚岐寒川郡長尾乎奈賀鶉足郡長尾乎伊豫和氣郡高尾乎多加雄略紀に吉備尾代歌にみちにおふや鳴之盧能古道にかなへる尾代子と武勇を自稱する也。萬葉第十四に山せりの平呂能波都平爾かゝみかけ尾の末尾なり呂の助語也。本朝文粹第一前中書王の菟裘賦に云吾將入龜緒之巖隈自註云龜緒便龜山也猶如龜尾之讀之故云又萬葉第十六に浸莫立禁尾迹女が又うちひさす宮の尾見名なたのきぬの帯尾又春さりて野邊尾めぐれば又秋去て山邊尾ゆけば又かへりたる路尾くるに又はち尾忍び辱尾もだして以上これら也。第十七いづみの川の水緒たぬず。これ常に水尾どかく處也。第八に十尾第廿にあしびきの夜都平乎のつばさ又このくれまげさ乎乃倍乎。又尾花を萬葉第八に平花葛花第十に平花我下之思草又麻花押靡置露爾又平花之末乎秋といはん第十五に波都平花かりほにふきて第廿に平婆奈布

岐<sup>チ</sup>こす秋風に又はつ平波<sup>ナ</sup>奈はなに見<sup>ミ</sup>ひとし類聚國史第三十一に平群朝臣賀<sup>カ</sup>是麻呂歌<sup>セ</sup>にいか吹風にあればか大島の平波<sup>ナ</sup>奈能須<sup>ス</sup>惠<sup>エ</sup>乎<sup>ハ</sup>ふきむすびたる古今物名にをばなをうつせみの世をばなしとやおもひなしてんど隠せり。高雄を高尾と云水雄を水尾と書類猶あるべし。猶此類のみならず。萬葉に、ていをはのをに用たる事數<sup>ス</sup>えらず。第四に念絶和備西物尾<sup>オ</sup>第九に屋戸借<sup>ヤ</sup>申尾<sup>カ</sup>十一に君がたまくらふれてし鬼尾<sup>モ</sup>又妹がふむらんつちにあら申尾<sup>モ</sup>又ありそにも有申物尾<sup>ア</sup>又枚浦<sup>ヒ</sup>のわまなら申尾<sup>モ</sup>又道のまば草かひざら申尾<sup>モ</sup>同十二に我のいひてさいむべき鬼尾<sup>モ</sup>又あしたのさゆる露なら申尾<sup>モ</sup>又妹が下紐とかざら申尾<sup>モ</sup>又あま有申尾<sup>モ</sup>玉藻かるく十三に神尾<sup>カ</sup>母われの行てき十六にみな<sup>ミ</sup>のわたかぐるなる神尾<sup>カ</sup>

## 姨

をば 但和名に母方の平波父の姉の伯母妹の叔母ともに和名おなじ。姨捨山

この假名によるべし。金葉集に甲斐の國よりのぼりてをばなる人のもとにありけるがはかなきとにてそのをばのなありそとておひ出したりければよめる鳥の子のまだかひながらあらませばをばといふもののおひいでざらまし。尾羽といふ物と伯母<sup>オ</sup>をそへたり。どもにを、用るに叶へり

## 終

をばり 萬葉十八に許登平波里同廿に事<sup>コト</sup>之平波良波<sup>ナ</sup>。藥師寺佛足石贊歌に

和我與波平閉牟又己乃與波平閉牟。新古今に南無あみだほとけのみてにかくる糸のをほりみだらぬ心ともがな。これ下の句乱らぬとつゝきてことたれり。但糸の緒とつゞけたる心ならば此假名の一證ともすべし

### 少男

をごと 神代紀に少男此云鳥等孤一少女此云鳥等伴是をどめに對する

をどこなれば尤をどこなるべき理也。然るを世に誤りておの字を書なれて俗書又是を執す。よりていよく證を引あつめてまさしき假名を知らしめんとす。古

事記云訓三壯夫ニ云ニ袁等古。萬葉第五にますらをの遠刀古佐備すと同十四に伊射

西平騰許同十五に月人平登枯同十九に知努平登古同廿に平登古乎美奈能波奈又

安豆「麻乎等故。稱徳紀の歌に平止賣良爾乎止古多智蘇比。和名に夫乎乎止古前夫

之太平一云毛  
止乃乎止古

### 折

をる 俗書に只折といふ時ハかる手折と云時ハをると云といへるハ臆説也用

るにたらず。折も手折も上に置ても下に置ても平上去の三聲かはりても皆を、

用てすべておを用る事なし。萬葉第五に梅の花三十余首有所に此詞おほし。少々

を出さばうめを平利都々たのしきをへめ又あをやぎとうめとの花を遠利可射之

又人ごとに平利加射之つゝ又梅の花乎利てかざせるもろ人ハ又うめの花多乎利

かざして又かづらに平利志うめの花又うめの花平理かざしつゝ又十七に布佐多平理ける。類聚國史に嵯峨天皇まだ坊にましゝて平城天皇に奉らせ給ふ御歌にみな人のその香にめづるふぢばかまさきみの於保母能多平利太流那布。御返し袁利比度能くゝるのまにまふぢばかま字倍いろふかくにはひたりけり。萬葉に猶數えらす見えたり

拜

をがむ 釋日本紀第五云公望私記曰問云凡如此倭語皆爲有<sub>三</sub>所由<sub>一</sub>平答曰於理論<sub>レ</sub>之必可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其由<sub>一</sub>也假令謂<sub>レ</sub>拜爲<sub>三</sub>乎加無<sub>二</sub>等之類<sub>一</sub>皆是可<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>所由<sub>一</sub>也言是乎禮加々無<sub>レ</sub>也是可<sub>下</sub>折<sub>二</sub>屈身體<sub>一</sub>而具聞<sub>上</sub>也推古紀に馬子大臣の歌に鳥呂<sub>ガ</sub>餓彌<sub>シ</sub>兔伽倍摩都羅武<sub>カ</sub>これもをがみてといへるにや

桶

をけ 和名に平計。行阿の假名遣に桶とのみいふ時の假名のかけ小桶といふ<sub>レ</sub>時<sub>レ</sub>のこ<sub>レ</sub>をけなりといへり。行阿の意を推量するにをり軽くかり重しと分ちて平聲にあたりてする去聲にまはしていふ此二ツの重く上聲に直く上るを輕しとして假名を定たるか。桶とのみいへば去聲に云ならひ小桶の上聲にいへばさて假名を此<sub>カ</sub>の分らるゝ也。青の假名大かたのを、用、蔓菁のあれた陟釐のあかのりとの下の出さる。青葉の見えねども是もあかばなるべき理也。かやうに音便に假名

を分たば四十七字に各平上去の三聲あれば百四十一字有べし。若平聲と去聲とをひとつにあはすとも九十四字あるべし。若いゝをわええこれのみに輕重をわかつとも各二字有て合せて十二字有べき理也。假令いに付ていは、色ハ平聲色好ハ上聲色々の去聲なり。ゑに付ていは、越前ハ平聲越後の上聲越中ハ去聲也。字ごとにかくのごとくなるををねのみいひてゐるええを何ぞいはざる。又字ごとに聲によりて書分るや行阿の誤りの根となりて今にぬけず。所謂一盲の衆盲をみちびく也。桶ををけと云ハ麻笥に似たるより名付るか。麻笥ハ今の俗をよけどもぬりをけともいひて芋をうみしる、物也。令義解に女神に奉る麻笥を水桶と書れたり。延喜式第十五内藏式云水甃麻笥三口水麻笥五口杓十五柄。同十内膳式云越後銚兒水頭青腸各四麻笥別一斗同四十造酒式云造酒雜器水麻笥二十口小麻笥二十口。萬葉第十三にをどめらが麻笥にたれたるうみをなみ長門のうらに云又乱麻の麻笥をなみと同十四にあさを、小遠家爾ふすまにうますともいへり。令にハ麻笥に桶を用式にハ桶に麻笥を用るこれ麻笥より桶に名付て互に通じ用る也。萬葉にハ遠家和名に平計延喜式にハ小麻笥とかゝる。何によりてかわけをけと分べき。妙樂大師云依憑佛說、莫信ズレ三口傳。和語もたゞいにしへの人の書る

を證としてこれにより末學の臆説を用べからず

箴 をさ 和名平佐

通事 同 譯語 をさ 和名に駿河國有度郡郷名に他田あり平佐多ヲサダと註す。大和國城

上郡にも同名の郷有そこを譯語田ツタどもかけるをもて駿河の平佐多を證として通事も譯語もをさどよめば假名をたゞし置也

長 をさ 里長舟長河 をさ 萬葉第十四にをささねらはり平佐ヲサ々々毛

治 をさ 左傳に出。日本紀に明直又軌制又幹了これらを皆をさく

とよめり

不賢 日本紀 をさ 又不肖不敏不叡等をおなじくよめり。をさくしき心な

き也。公忠家集に近江守になりて貫之への返しに水うみにまほたるはばかりをさなくて都に年のおひにける哉。重之家集にをさなくぞ春のみとふと思ひける花のたよりに見ゆるなりけり。公忠のうたの稚の字をはさなしとわらはべのといへばそれに寄せてよまれたり。わらはべををさなしといふも又をさくしき智惠のなき程のとなれば不叡等のこゝる也

治 をさ 萬葉十七にまなさかる故之平遠佐米爾コシチササメ又あまさかるひなも平佐

牟流ムナますらをや又比奈平佐米爾とわかれし。和名に治部省平佐李留修理職平佐女豆豆久留豆豆 収納の字を抜さむとよむも是に准らへて假名を知るべし。箴を抜さといふも絲を、さむる具なればをさむと云心に名付たる筈。それよりこなた皆此治の字の假名にて意得べし

專領 をさめ 和名に平佐女平これ平長女平のこゝろ也。老女のをさししが若

き女房などをねほくつかさどりて治むる人なり。專のよみ一に「太字女是のものはらの古語日本紀にいたくめとも點す。もどいたくめなるをうとくと通」すればやはらげてたうめといふなるべし。後に老女の稱とす

萩 をぎ 和名に平木平萬葉第十四に佐々良平疑神名帳に平疑原神社。世におを

用俗書にもこれを執する故に古き假名を證としたり侍る也

教 をしへ 和名に鶺鴒トツギの下に止豆トツギ木平トツギ之閉止里トツギと書るを證とす。用の時トツギを

しふなり

惜 をしむ 雄略紀に鳴思ナシ。萬葉第五にいのち遠志ナシ家騰ナシ命ナシ惜ナシけれ又うめの花ちら

まく怨ナシ之美ナシ又驚ナシなくもちらまく平之美ナシ第六に短ナシき命ナシも平之ナシけくもなし第九にわけまくナシ鸞ナシ視ナシ第十四にあなゆくこまの平之家ナシ口ナシもなし又わはずしてゆかば平思家

◎三九

●中下ノを

牟又手ばなれ乎思美又第十七に咲のさかりの乎思吉もの也又たまきはるいのち  
乎之家騰又於伎ていかば乎思又第廿に乎之どりの乎之伎わがみり古今に池にそ  
む名を、し鳥又六帖に君が名もわが名もをしのひどつがひかなじえにこそすま  
、ほしけれ。かく鴛鴦によせたる歌なほおほし。此鳥の名の世にもをしと書を  
惜のおを書き俗書いといとちをつくる故に更に證どもを引くはふる也

折敷

をしき

古の柏を折敷て神供をも盛り人の食物」をもすゑたればかくの

季柱

名付る也。拾遺集物名にくちばいろのをしきをわしびきの山のこのはおちく  
ちいろのをしきぞ哀なりける。惜の假名の證なり

中下のを

棹

さを

和名に佐乎。日本紀に大山守命の御歌にうちのわたりに佐島刀利

珥竿取なり。これを古事記に佐遠斗利邇。萬葉第十七に佐乎左指のばれ同廿

にゆふしほに佐乎さしくだり。久しく誤りてさはと書なして西行上人なども佐  
保川によせてよまれたるほどの事なればまして俗書にそれを執する故にふたゝ  
びこれをたゝす



牡鹿 さをじか 和名に佐平之加と註す。顯宗天皇紀に牡鹿此云チキ左鳴子加。

和訓の意狹雄鹿にて狹ハ狹山狹野など添ていふ詞。萬葉にハ尤おほき中に第八に棹牡鹿竿牡鹿狹尾牡鹿小牡鹿履越フミコシ第十に奥山爾住云男鹿妻呼雄鹿左小牡鹿十四に左平思鹿十五に草平思香又佐平思賀十六に佐男鹿。躬恒家集に天河船さしわたすさをしかどつゞけたり。萬葉に小牡鹿又左小牡鹿どかけるハちひさき鹿と云ふ義にハあらず雄に同じ。假名なれば尾の訓平の音を用たるに同じ。但小牡鹿どかけるハねほしかに對して云へるか。紀小鹿女郎といふ女第四第八に見えたるも毎々小の字を書。父名鹿人なれば其娘とてことかといふ能。また女なれば男鹿といつくまじき理なれば准らふるにことかど云義にや。上の棹と互々假名の證となる。世にさをしかど多分かきて又さはしか共書べきよし云ハ棹竿の字をかけるをそれを佐保川にもかよはせるを誤とえらぬ故也。

潯標 みをつくし 萬葉第十二に水咫衝石ミナツクシと假名に書る咫の字日本紀に七咫

をなハわた八咫鳥をやたがらすとよめる外を讀事心得がたし。同十四にハ水乎都久思。菅家萬葉六身緒筑紫ミサツクシ。和名に水脈船をみをびきのふねとよめり。水脈ハ延喜式にみをとよめり。萬葉に水尾水緒どかける水の深き筋なり。潯標ハ

水脈津籤ミナツツシのこゝろにてその水脈をえらす木也。延喜式第五十雜式に云凡難波津頭海中立ニハテヨニ濬標ニハテヨニ若有ニハテヨニ舊標ニハテヨ朽折者ニハテヨ一搜求ニハテヨ拔去ニハテヨと云へり。すなはちみをつくしと云所の名となれり。土佐日記にみをつくしのもとを出てといへるこれ也。此假名をば皆を、用うれと水尾と云時尾をおなりと執する故是又其證となるゆゑ委しく註す

◎四一

志をり 六帖に木部に入れば山道の傍の木の枝などをひき手折置て我歸るさま又人のための志るべとすれば志るべをりといふ略也

芝折 志をる 菅家萬葉にうちふくに秋の草木の志をるればといふにかくかゝせ給へり。これも芝の假名にてましを。志まし。知らぬを。志らぬなどそふる志もじなり。萬葉第十九にもうめの花雪爾之乎禮氏とよめり。折のかならずをれくだけねとそこなはるゝいをるゝやうなればいへり。世に此假名を誤て志はると書く故に擗垂といふに同じ詞の志はるによみまがへる歌侍り。萬葉第七にくもりを雲入どかけるを思ふにそれの擗入シホルといふ義にや。擗に志みたる物によくかはさきても空のくもり雨の降るなどすれば又志めるなれば涙をたどへて云也。芝折の志をるゝ志をれてといふべし。志はるゝ志はる志ほりなどこそい

流布ノ 寫本涙ヲ義ニ  
ツクル

はめ。まほる、まほれてといふまじくや。又かたみに袖をまぼりつゝなど、  
めるハ絞にて又此外にやあらん

お

下風

れろす 和名に卸鞍久良於呂須。萬葉第十五にあをやぎのえだ伎里於呂

之同廿にみふね於呂須惠れろしす系也。舟出すべき所まで下し置をいへり

祖母

れは 和名に於波。今案大母おはは、此略也。姨ハ小母をは、此略也。故

假名となり。假名みだりにすべからず。これら其證也」

檻

れはしま 和名に於波之萬

鬼

れに 和名に於爾。俗書に和名一説に陰の音なるよし有に付てを、用べし

といふ大きに誤れり。陰ハ玉篇に於謹切漢音ハいんなり。吳音ねんなる故に和

名に陰陽寮の假名於牟夜字乃豆加佐とあり。此吳音なる故にまなくをにわらず。

人神於貫衆於通和續斷於仁乃燐火於通是等皆おを用てひとつもと書たる事な

し

音

れこ 世にれほくを、書ならへり。俗書にますく執する故にかさねて證

據どもをいだす。神代紀下に喧響此云ニ湊等娜比。萬葉第五うぐひすの於登企久なべに又於登爾さゝめにいまだ見ず同十四に安能於登世受ゆかんこまもがあの音の足の音なりまたすゞが於等さこゆ又かゝちの於登たかしか同十五にかぢの於登するの又うらまこぐらしかぢの於登さこゆ同十七になく於登のまけじ同十八に於登のみに聞てめにみぬふせの浦を是等也

棘

れどろ 俊成卿歌に春日野のおさろの道のこもれ水末だに神のゑるしあらはせ。彼末の爲遠脚末だにといひし契りを春日野のれさろかしてや神にいのらえ。驚といふにねを用ればまばらく是を證とす

弟

れごうご 和名に於止字止。山城國郡名乙訓於登是初の墮國といひそれを轉じて弟國といひけるを又かく眞名を書たがへたればこれも又證也。乳母女乃於止又米乃止姉婦與女『おとゝおどうと』神代紀に下照姫歌に乙登多奈波多古事記に湊登多那波多是おとの親の愛する物なればなり。『おとゝおどうと』假名かはるなご俗説またく用べからず

劣

れごる 藥師寺佛足石贊歌に乎塀奈伎夜和禮爾於止禮留止乎於保美上のおとるとの劣也。人がらのれとるにいあらず年のおとる也

◎四三  
 原本乳母云々姉婦云々和名に云々ノ上ニアリ又『れさゝいれさうと』原本ニアリテ『おとゝいれさうと』原本ニナシ(謙三云原本右ノ如クアレド筆者ノ誤ナルベシ)

長 れこな 世に書ならふにまかす。未<sub>ニ</sub>考得

下 れりゐる 眞名日本紀。上の御<sub>オホス</sub>の令<sub>ス</sub>下<sub>オホ</sub>。常にもかを用る上にことわりか

くのことし

織 れる 仁徳紀にめどりが於瑠かたなばた。古事記に仁徳天皇の御歌にめど

りのわがほほさみの淤呂須波多。おろすのからす也。からすの古語た織なり。

天武紀下に倭文此云<sub>チ</sub>之頭於利。和名に織部司<sub>於里倭乃豆加佐</sub>上野國多古郡鄉名織裝<sub>於利</sub>毛

綺<sub>於利</sub>毛能世にをると書俗書にも又これを執す。是故に見及に従ひいにしへの假名

を出せり

指 れよび 和名由比俗云<sub>オモヒ</sub>於與比。扨<sub>於與比</sub>乃萬太<sub>扨</sub>與比<sub>於保</sub>食指<sub>比止佐</sub>中指<sub>於與比</sub>無

名指<sub>奈々之乃指</sub>季指<sub>古於與比</sub>駢拇<sub>無豆於與比</sub>錯<sub>於與比</sub>これの物をぬふとき指につらぬく具な

るに指の事と思ひてをよびとも云べければすべておよびと云事を委く顯せり

愛宕 れたぎ 和名に於多岐山城國郡名也。又此郡の郷の名に同名あり於多木

と注す。俗書をたぎ用べからず

穩 れたひ おだひおだやか同じ。續日本紀第三十一宣命<sub>中</sub>云心母意<sub>オホヒ</sub>太比爾念<sub>ヒ</sub>

而<sub>テ</sub>云<sub>三</sub>延喜式第十六陰陽寮式追儺祭文諸御神等波平久於太比爾伊麻佐布倍志登

遅

れそし 萬葉に鈍の字も同じくよめり。第二に於會能たはれを心のおそきといふなり。同九に於會也この君心の上と同じ。同第十四に於會波夜もなをこそまため遅くとも早くとも汝をこそまため外の人をばまたじとなり。又於會波也母きみをしまたん。和名驚於會波字方世におほくをそしと書き俗書にも又執する故にかくのごとし

恐

れそる 書ならふにまかす。いまだ古き中に見ず

襲

れそふ 日本紀に瀾ミカ於須ミカ須ミカ御襲ミカなり。うはおそいといふがごとし。古事記に美ミカ於須ミカ比ミカ又意須比。萬葉第三にたはやめの押日オスヒとりかけ又第十四にころが於會岐これら皆日本紀に同じ。よりておそふと云假名の證とす。又下に出す押にも通ず。互に證とすべし

〇四五

懼

れづ 日本紀 薬師寺佛足石贊歌に伊加豆知イカヅチ乃叱加利ノヒカリ乃期ノキ止伎トキ己禮ココロ乃微波志ノミヅシ

爾乃於保岐美都爾ニノオホキミツチニニ爾多具ニトク爾利ニリ良受夜ニヤ此注ハ落句のみなり。此外いまだ不考得

嫗

れむか 和名に於無奈。つねの女のをみなどもをんなとも書けり。これハ

老女の稱れいをんなといふを略して付けたる名にておの字のかはれるか。和名に苜蓿アムナカヅラ加豆カヅラ良ナカヅラ女メノ葛カヅラならば平遠チなどを用べし。嫗葛と云義なるにや

陰陽師

れんやうし 和名に陰陽寮於牟夜宇乃豆加佐。陰於今切吳音れんなるを俗書にをんと書くべしと執す。是の世にもおほくれを用ゐたり

己

れのれ 附かのづかられのく 日本紀に飢餓。古事記意能賀。又天智紀にたちばなの於能我えだく。萬葉第五に意乃何身志いはしければ同十二に於能禮故所<sup>ニ</sup>罵<sup>ラレテ</sup>而居者同十四於能我乎遠於保になおもひと又於能豆腐をひとのさどに於吉十六にいやひこの於能禮神さび。以上これら於を用たり。れのづかられのれづから也。れのく<sup>レ</sup>のれのれ<sup>レ</sup>也。世にをのれとのみかき俗書にも執するによりてまさしき假名を出せり

除

<sup>日本紀</sup>れく 萬葉第五にあれを於伎豆人のあらじとほころへど。次下の置の字の假名またこれに通ず

◎四六

置

れく 古事記に倭建命の御歌和賀淤岐斯都流<sup>レ</sup>岐能多知。雄略紀にながかたの於柯武。顯宗紀に置目といふ老嫗をめぐみ給へる時の御歌に於岐毎くらしも又於岐毎もよあふみの淤岐米是を古事記に淤岐米久良斯母又意岐米もやあふみの淤岐米。齊明紀に御歌中を飢岐氏。萬葉第五にたなれの御琴つちに意加米也もまづくら字知意伎又みてづから意可志たまひて又ち、は、を意岐てやながく

◎四七

わがわかれなん同十四にあだいらまゆみはじき意岐氏又奈平波思爾於家禮又い  
 きつくいもを於岐てきぬかも又かなしけを於吉氏又ねのづまをひとのさとに於  
 吉十五にみねばこひしきいもを於岐氏きぬ又かぐろき髪に露を於岐にける又於  
 久つゆしにも安倍アヘズ受して又ほとゝぎすあひだままし於家カガ十七に於岐ていかば平  
 思十四にえがたきかけを於吉やからせん十五に又於伎つるも又またぞ於岐つる  
 佛足石贊歌にますらをのふみ於祁留阿止波又さかのみあといはに宇都志於岐又  
 二句あり於岐とかけり。菅家萬葉にかゝる世に何そり露の起還里草オキカヘリのまくらを  
 わまたまぬらん。古今にあさ露のれくての山田。後撰に白露のおくにあまたの  
 聲すれば。奥の假名れを用。又菅家萬葉のごとく露とふきゐてなご寄せたる歌  
 れほし。起の字の假名もれを用。又和名に日置と云郷諸國におほし。越後蒲原  
 郡但馬氣「多郡周防佐波郡長門天津郡なごに有ハ皆於岐と註す。其外ハ假名れ  
 ちたり。同和名に鞞鞍久良於岐於玖排鞍肉久良於岐度古路世に置のかなにを、かき俗書にも執す  
 る故委くこれをわきまふる也

送  
 れくる 萬葉第五に意久利イまをして十七にわれを於久流登二十にわれを美  
 於久流等又遠きさとまで於久利ける。此かなも世にを、用る故にわきまふ。下



の贈のかな互に通ず

贈

れくる 萬葉十五に於久里たるころものひもを十八に於久良牟。和名に餉

加禮比  
於久留 以レ食遣レ人也。を、用べからず

後

れくる 萬葉第九に於久禮居而われのやこひん又於久禮爲氏こひくるし

も同十五に於久禮爲氏さみにこひつゝ又於久禮てをれとよきともなし同十七に  
どもに於久禮奴つねのものかも又於久禮多流われやかなしき又第四にまそか  
みあかれぬ君に所レ贈哉。これによれば贈のかな互に通じて證となるなり。を、  
用るゝ誤也

尾間

れま 遠江敷智郡

追

れふ 萬葉第五にとりつゝき意比久留母能者追來物者也。同十七に鷹の歌

に於敷ごと<sup>カフ</sup>にゆるすもなく鳥を追ふ度々にはづさず取也。和名に馳射<sup>於無毛乃</sup>追  
物射也。を、用るゝ誤也

凡河内

れふとわかふち 和名鈔に丹波國加佐郡郷名に凡海を於布之安萬河内

國を加不知と注す。是に准らふべし。又日本紀に凡を大ともかけり。もと河内  
國を大河内國といふ。先代舊事本紀第十に橿原朝御世以三彥己曾保理命一爲三凡河

(似爾の書入ニ)  
此九字尾ヲ奥ノオニ  
用ル證ナリ他所ニウ  
ツスベキ抄可削除

◎四八

内國造とあり。日本紀の中に此氏の人香賜味張矢伏糠手などいふ人見えたり。神代紀に素盞鳴尊五柱男神なしたまふ中の第三天津彦根命と申御神此本祖なり又世に大河内とかきてねはかふちといふ氏もいとひとつなり。をふしなどかく事あるの誤也。大字を用たるにも心を着べし

行

れこなひ 日本紀第十三允恭紀に衣通姫の歌にくものふるまひと云を區茂能於虛奈比と有を證とす

遺

れこす 遊仙窟に遺の字をれこすとよめり。文や物などおこする也。萬葉第十八に於許世牟安麻波同十九に於己勢多流ころものすそも。世にれこするともをこするともかく事定まらず。萬葉にふた所於を用たるによるべし

燂煨

れきび 和名に於岐比又熾の字を用。菅家萬葉に熾をおきとのみも用らる。古今物名におきびを「涙川れきひむ時やどかくせるも證也。をの字を用べからず。あるもの爐に火を置をおき火と云ひ燂煨をばおきとのみいふと思へるの誤也

息長川

れきなががは 萬葉第廿二にはどりの於吉奈我加波いたえぬともとよめり。又日本紀廿八に男依等與近江軍戰息長横川破之。延喜式の諸陵式

萬葉十四、二十九丁  
ニ乎加母乃母百

云息長墓在近江坂田郡とあれば息長横川も同郡にありてれきなが川とよめるこれなるべし。には水にかづきてうき出て後息を長くつけば萬葉第十四にをかものごときやさか鳥いさづく妹とよめり。やさか入尺也。息の長さ意也。第十三丈たらぬ八尺のなげきとよめるも杖一丈をいへば長さ息を八尺の歎と云に同じ。澳中川と云ふ説も假名につきていかはらねと長を中とすむすべて臆説なり用べからず。萬葉に我の字を用たるも長を濁る證明らか也

晚稻

れじね

夫木抄第十八

におしねかるまづのすが笠白妙にはらひもあへず

つもる雪かな。是の安元元年十月右大臣家歌合に初雪の題に判者清輔朝臣の歌にて自判云田の秋こそかる物にてあるを雪ふらん時のいかやなと申人もありしかどもそのの僻事也十月にかかる所おほかり。おしねといふのあそきいねなればかさあひてこそ侍れといへり。八雲御抄袖中抄にもれそきいねの義是に同じ。おそいねと云べきをそいをかへせばしとなる故につめておしねと云。遅しといふ假名の上に注しつるごとく於を用ればおしねなるを久しく誤りてをの字を用ひけるにや。和名に早稻和勢晚稻於久手とのみ有りて於之禰を出さねばその頃より末にいひ出る詞にや。まかれどももれたる和名も例あれば定がたし。中頃

〇五〇

(伊爾書入)  
此歌わさ田のなしれ  
とあつまれる類なり

出くるを中手といへば奥手、於之禰の別名にやどかほゆ。俊頼朝臣の歌に秋かりしむろのをしねを思ひ出て春ぞたな井にたねをかしけるとよまれたるも小稻と心得られたる也。散木集にかつしかのわさ田のをしねこきたれてなれもたゆれとつきぬ涙か

重 れもこ 和名鈔に重下之利錘波加利乃於毛鍾於毛之

帶 れび 武烈紀に於寐。萬葉第廿に於妣。和名に於比

赴 れもむく そむくの背向ムクなり。日本紀に背の字をそびらとよめり。そむくに對すれば面向オモムクといふこゝろ也

押 れす 神武紀に天壓神自註云壓者飢藪。崇神紀に天皇御歌にあさにも於

辭寐羅シヒラ簡禰カネ。萬葉第五にをどめらが佐那周サナヌいたを意斯比良伎イシヒラギ同十四に於志氏シヂ伊奈等イナトいねいつかねと同廿に於佐倍乃城サヘノキ。古事記上に那須夜伊多斗遠淤曾夫良ナスヨイタトエンソエヲラ比ヒこれいさすや板戸をねしふるひなり。繼體紀に穗積臣押山此自註に百濟本紀云意斯移麻岐彌。おほよそ異國にて和語を記せる事のこなたにて通じがたき言訛而未詳なを注せらるゝを是のよければ其まゝに引たまへり。和名抄に鼠髻を於之と註す。拾遺集物名にかしあゆをはし鷹のをさるにせんとかまへたる

かしわゆかすなねすみとるべく。かしわゆの延喜式に押年魚とかゝる。然れば上の假名どもにかなへり。萬葉第廿に於之氏流夜奈爾波能津與利集中真名にの忍照、押照、押光、臨照など書けり。延喜式第八出雲國造神賀詞にも大御鏡乃面平意志波留加志天見行事能己登久かゝれば一同に於の字を用てを、用たる事なし。俗にを、用う改むべし。和名に苾麴杖須岐於仁徳天皇紀に天皇の御歌に於辭氏屢カシテムにはのささのならび濱。顯宗紀截末此云ニ須衛於慈波羅比一

### 中下のね

●中下のね

### 嚼啖

それ 和名に會於と假名を付。大隅國郡名也。熊襲クマツツといへる所熊の本朝

に大なる物ねそろしき物などを付て云ことばもろこしの物の名に王の字馬の字などを付て呼如し。會と云ひとも短ければひゞきの於をそへて會於と云ふ也。會乎と有べきに於を用たる意知がたし。もし彼國の聲上になまりて重ければにやあらん。凡れの字下に付事此ひとつより外になし。箕面をみのれと書けど此れに面にあたりてみのれもと云ふべきを、もを略したれば下にあれども下ならず別義也

◎五二

●中下ノほ

懷香 くれのれも 和名に久禮乃於毛。古今物名にゆふぐれのれもかけにのみとかくせる叶へり

中下のほ 附をれにまぎるゝを出す

五百隔山 いほへ山 萬葉第六によめり。名所にあらずたいおほくかさなれる山をいへり。古事記に雄略天皇の御歌に那加須岐母伊本知母賀母とあるの長

き鋤も五百千もがな也五百も千もなり。萬葉第十八にあはび玉伊保知も我母これも同じ意也。同十七に朝鸕爾伊保都登里多底とよめるも五百津鳥たせ也。

駿河の廬原を五百原と古事記にかけり。萬葉第一に借廬を借五百とかき第七第十に廬を五百入とかけり。八百日八百萬のときやはかやはよろづとかくと是になすらへて知るべし。いをへやをかやをよろづとを字を用べしと申す人ある故に證を引てたいせり

○五三

憤 いきどほり 日本紀に武内宿禰の歌に異積廻倍呂之茂。萬葉第十九に伊伎

騰保流許己呂能字知乎

頰 ほゝ 和名に保々又面子保々豆岐。つきといふのかはつきなどのつきに同



遠

遠　ごほし　仁徳紀になこそよの等保臂等。これの武内宿禰を汝こそ世の  
 長命の人なれとよませたまふ也。萬葉第五にひさかたのあまぢの等保斯又等富  
 都比等まつらのかはに又得保都比等まつらさよひめ同十四にかくだにも久爾乃  
 登保可婆又ふとのねのいや等保奈我伎又いもがかど等保曾吉奴又あひづねのく  
 にを佐杼抱美又等保都安布美又麻等保久能くもゐにみゆる注に等保久して又か  
 せのどの登抱吉わぎもが又麻等保之の野にもあはなん又さの山にうつやをのど  
 の等抱可ども又等保斯とふこなのおらねに又なきゆくたづの麻登保久おもほゆ  
 同十五にたほさきみの等保能みかどと又くもはなれ等保岐久爾敵又すめろぎの等  
 保能朝廷等又いもに等保久わかれきにける又等保能久爾いまだもつかず又やま  
 どをも登保久さかりて又いへ杼保久して又山川を中にへなりて等保久ども又等  
 保岐山せさも越ねさぬ又等保久あればひとひひとよも同十七に玉ぼこの道を」  
 多騰保彌又山川のそさへを登保美又登保都比等かりかさなかん同廿に等倍多保  
 美これとはたふみを通していへり。又海原を等保久わたりて。和名抄に上祖保止  
豆於遠津親の意也。遠射止保奈介遠江止保太阿不美陸奥國郡名遠田止保古事記上に登富登保止  
 富斯故志能久爾爾。遠遠しき越の國也。世にとをしと書き又執する人も有故に

◎五五



古語を出す

大

日本紀

さほしろし

神代紀に大小之魚をどほしろくひきいをどもと點す。萬

葉第三に河登保之呂之第十七にも同じくよめり。俗に遠白と書けり

丁

よほろ

日本紀の訓也。和名鈔に近江國淺井郡郷名丁野の假名與保乃これ

よほろの、略なり

そほづ

田にたて、鹿鳥などを守るれどろかし也。拾遺長歌に小山田を人によせ

つゝ我のたゞたもとそほづに身をなして云云六帖に秋の田にたゝぬばかりぞ君

こふる袖のそほづにならぬ日なし。雨露に物のぬるゝをそほづといふに假名

のかよへばかくよめり。武烈紀に物部影媛が歌に難岐會宴遅とあり。そうづと

書いわろき故委しく注す

猶

なほ

俗になをど書なれたればなほとかくと知人なし。萬葉第十八になれ

にしきぬに奈保之可米也毛又奈保之見かほし同廿にはとゝぎす」なほもなかな

ん又奈保こひにけり又奈保之ねがひつ又奈保はださむし。續日本紀第廿六に今

勅今日方大新嘗乃猶眞比能豊明キツメス聞行日仁在。なほらひの直會どかくをかく猶良比

ど借てかゝる。下の直しといふに合せて證すべし

直相 なほらひ

續日本後紀第二云天長十年冬十月癸未朔辛丑爲三大嘗會一將

修禊事行幸賀茂河禊事畢御直相幄扈從五位已上天皇饌焉延喜式第三十

二大膳式上云神熊直相俗に直禱とかくの誤なり禮の吳音にて和語の相と假

名も違へり

直

なほし

質をすなほとよむすと云詞のつくろはぬにいふなり萬葉第

五に奈保奈保爾とよめるの直々也同第十四に下奈保那保爾とよめるの下の心

直々にといへる也和名に武藏國足立郡名稻直保伊奈近江國甲賀郡名山直也末奈保

豊後國郡名直入奈保和又欄杉奈保之能古品毛これ直衣とかきてつねになほしとよむに同じ

事なり又繩をなほといふも五音通じてなほの義也

狂

くるほし

神功皇后紀の御歌に玖流保之古事記に玖流本斯くるはしな

り

蜻蛉

こほろぎ

和名に古保呂木

競

さほふ

萬葉第廿にあぢむらのさわぎ伎保比豆又那藝保布ほりの川

又わたる日のかげに伎保比豆

に

櫻 い 和名に於ホ盈ユイ切俗云燕尾

烏帽子 いほし 和名に俗訛鳥チ爲ト焉。えぼしと云ハ鳥を俗人誤りて焉として

焉の字の音をもてえぼしといふと也。今案にうぼしをぼしともなきのよから  
ねばえも五音の字なればえばうしと云なるべし

夷 いぞ 新古今頼朝卿の歌にみちのくのはで忍ぶいぞぞえらぬかさつくし

てよつばの石ふみ。これ陸奥よりいぞぞをかけて名所をねもしろくつ付けて歌の  
ひとふしにせるにえぞえらぬといへるにて假名の證とする也

撰 いらぶ 會禰好忠家集に源順のきのえをもしきのえらびにいりてとよみ

ひのねを我戀のえらばぬやなどよまれたるをもて證とす

筵道 いんたう

疫 いやみ 和名に衣夜美また瘡も和名同じ

蝦夷 いみし 神武紀の歌に愛瀨エミシ詩とあり。えびすもえみしの同韻五音にて通

せり。和名に地襦を衣比須禰芍薬を衣比須久須里決明を衣比須久佐昆布を衣

●中下ノハ

比須女とあり。俗に惠美須とかくい假名たがへり

中下のハ

嘶 いばえ 和名に以波由とあり。ゆにかよふハハなり。いばいばふと書へ

からず。五音同韻ともに通せず。また以奈々久ともよめり。馬ハ初にいの聲を  
出してなくものなれば萬葉第十一にも馬聲と書て伊と義訓せり。いなくハ  
のなきといふ意也。又どらおはかみ牛犬皆はゆと云ふ。はどほと通ずればいば  
えハいばえの義也

花宴 はなのねむ 宴於見切

鮓 はえ 和名に波江。早き物なればはやに通ず

蕘 はえ 顯宗紀に云蕘此云波曳。萬葉第二に川藻もぞかるれば波由流同十四

にやなぎこそきれば伴要須禮

吠 ほえ 和名に保由。江と由と通ず。これハ犬のはゆる也

蘂 ひこばえ 和名に比古波衣

鵯 ぬえ 和名に沼江。古事記に奴要。萬葉第一にハ奴要子鳥とよめり。第五第

十にもあり

轅 ながえ 和名に奈加江。長柄の義也

笛 ふえ 和名に布江。繼體紀に府曳

あえ 萬葉第八に百枝刺於布流橘玉爾貫五月乎近美安要奴我爾花咲爾家里第十に

水草花乃阿要奴蟹第十八橘歌にも安由流實波多麻爾奴伎都追とよめり。俗にも

血をわやすといへり。壺の字和名鈔即發反訓安不、一云阿倍毛乃擣薑蒜以醋

和之とわれは薑蒜を擣合せぬ常にわへものといふに和の字を用ゐし。さる

にてもそれの壺の字に准せば安布といひて安由留といふまじさか。但阿由留と

安由留と同韻にて通じ阿倍毛乃と阿要毛乃と同韻にて通ずれば阿えものともい

ふべき。萬葉第十三につゝと花爾太遙越賣とよめるにはへるをよめなり。

又十九にも春花の爾太要盛而とよめるも上に同じ。これ共にへとぬと同韻にて

通じたるに准らふべし。これのまざるゝ事あれば出す也。

肖物 あえもの 日本紀十應神天皇紀に肖此云阿叡とあるのわやかる也。

貫之家集源氏物語などにあえものといへるの俗に云わやかりもの也。やとぬと五

音通ずればあえをわやかるともいへり。源氏物語などの俗本にあへものと

ウツホ物語リニモ、  
さある注ハ似爾の書  
入なり

◎五九

〇六〇

かける故に是を出す也。

榮

さかえ これ又さかえさかゆるさかやかするなを通へばまぎれねを俗におほくさかへさかふとかく人ある故に出す。應神天皇の御歌に伊弉佐加磨曳那これいざさかぬ「なんの意也。萬葉第十八に橘歌にときはなす伊夜佐加波延爾とよめるもねなじ。上の御歌も橘に付てあそばせり。雄略紀に婆柯曳。古事記に沼河姫の御歌にあさひの惠美佐迦延岐豆。萬葉第十三にさくら花左可遙越賣同十八に橘歌におひたち左加延。延喜式第八祝詞の中に佐加叡志米賜。是等一同にえにしてへにあらず。これによるべし

才

さえ 左以の音をかくいへり。和名に雙六の采を左以とあれど萬葉第十六に左叡とよめるに意同じ。又和訓にも萌の字もえとよむを同十八橘の歌に春されば孫枝毛伊つとあるも、もえつゝにて又通する意同じ。又和名鈔に漿の下に冷を比伊とよめるも萌に同じ。音の下に付たるいり伊なればあいうをの中のいえ通ひなり。やいゆゆよの中にてかよへるにあらす。いろはに付てのかはらねを五十音の通ふとわりかくのごとし

榮螺子

さざえ

和名鈔に佐左江

稗 ひえ 和名に比衣。萬葉第十二比要

鶉 ひえどり 和名に比衣土里

飛簷 ひえむ 和名に比衣無

逍遙 せうやう 逍シヤウ遙ヤウ逍シヤウ遥ヤウ翼ヨウ翼セウ招切セウキ」

楚 すはえ 和名に魚條の下に魚條讀須波夜利本朝式云楚割。此和訓の意須波和

利なるを、すはわりといひにくき故に和と夜と同韻にて通ずればいひよきにつきてすはやりといふ。魚をすはぬのごとくさく故に魚條の訓をさひいへるなり

魚

餌 ゑ 和名に惠。同鈔に屠兒惠止利註屠ニ牛馬肉ニ取鷹鷄餌之義也云云日本紀に

河内國志紀郡餌香ヱカといふ所ハあるひハ衛我ヱとも惠我ヱともかハれたり。順家集に末といふ事を二首の上下にレねきてよハまれたる其ハゑを上下に置たる歌にハゑがひする君がはしたかハゑたがれの野になはハなちを早く手にすハゑとよハまれたるも此假名の證なり

會 ゑ 胡外切。ゑの吳音なり

繪 ゑ 胡檜切。此吳音をもて和名とす

詠 ゑい 爲命切。漢音なり。吳音のゐやうとなりてやう也

榮華 ゑいくわ 榮爲明切

槐 ゑにす 和名に惠爾須

犬 ゑぬ 和名惠沼。猫尾草惠沼能俗に犬の子をゑのこといふ惠奴乃古の略也  
古久佐

雕 ゑる 藥師寺にある光明皇后の佛足石の贊歌に伊波爾惠利都久一云多麻爾

〇六二

惠利都久。和名に工匠具に鋸加布良惠利」曲刀鑿也

笑 ゑむ 上の榮の下に引とどく古事記に惠美さかぬてとあり。萬葉に尤多し。

されど是の世にもゑを用れば煩しさにひかず。和名齧惠久これわらふときくば

む所の出来れば咲窪の義也。附鱗發を惠女利と注す。これ栗石榴などのゑむも

人のゑむに心同じ義なり。

垣下座 ゑんかのざ 禹煩切ウヰン音わん吳音にて反せばおん也。よりて律家に

おんとよめり。ゑんと用る故人に尋べし

圓座 ゑんざ 圓爲拳切。和名わらふた



惠具 ゑぐ 萬葉第十に山田の澤に惠具つむとよめり。同十一に山澤回具とも

よめり

ゑぐしノ上ニ酸ノ字  
アルベキカ

ゑぐと 和名に茄子の下に惠久之

醉 ゑふ 古事記に應神天皇の御歌に和禮惠比邇祁利。萬葉にも有れど是の常

にも違ねば煩しく出さず

女威蕤 ゑみくさ 和名に惠美久佐

衛士 ゑじ

●中下のゑ

法華經 はくゑきやう 源氏物語に有。定家卿の法華經の題目を上ニ置て

よみ給るもほくゑと二首の上ニ置かれたり。神代紀上に蹴散ヲを注して此云ニ俱ク穢エハラサカズ 穢エハラサカズカズ 籛ハ選ラ々カ簡カ須ズとあれば華と蹴と音訓異なれどけをくゑといふの同ト

鞆繪 こもゑ 眞名江次第に見えたり

机 つくゑ 和名木器類に都久惠。同文書具に書案不美都久惠江ヲ用ベからず

杖 つゑ 萬葉第五に多都可豆惠。手束杖にて只杖の事也。和名に都惠。横首

◎六三

●中下のゑ

杖加勢又鹿杖加世又鑿加奈農具比都惠

殖

うる

神武紀に天皇の御歌に宇惠志波餌介瀨。古事記に宇惠志波志嘉美。

又古事記に宇惠具佐。萬葉第十四にかほのぬまに宇惠古奈宜又宇惠多氣第十  
五にひとの字々流田者宇惠まさず。これうるうととかよへり。世にうへうふと  
書くの誤れり。同十七にあふちをいへに宇惠たらば。古事記に御眞津日子訶惠  
志禰命これを日本紀に觀松彦香殖稻尊とある孝昭天皇のたゞの御名、惠の宇惠  
の上略にて殖の假名也。又御眞木入日子印惠命イニエの崇神天皇の御諱、御間城入彦  
五十瓊殖尊イニエに當れり。意上に同じ。宣化天皇の御子上殖葉皇子を古事記にイニエ惠  
波王とあり。日本紀廿八に伊賀國積殖山口とあるのア和名阿拜郡柘殖とあるに同  
じ。それを倭姫世紀にア伊賀國敢都美惠宮エとあり。今の訛てつげの山といふに  
や藻摺草にもつげの山とよめる歌有。今の世柘植と書てつげと云氏も此處より  
出たる成べし。和名に山城國久世郡に殖栗郷有。是の假名の注かちたるを阿波國  
名方東郡に同名の郷あるを惠久利と注せり。武藏國足立郡殖田宇惠阿波國郡名  
麻殖を平惠と注す。讚岐國小田郡土佐國長岡郡に殖田郷有共に宇惠多と注す。  
これらの上にうもじあればうへと假名をたがへてかくとも猶うるるとよむべし。

殖粟をへくりとかゝるべからずよまるべからず。世の假名を誤れる事是にて知るべし

### 飢

うゑ 神武紀に天皇の御歌に和例<sup>ワレヘヤユメ</sup>被擲隈怒これを古事記に和禮波夜惠奴

とあり。我早飢<sup>ワレハヤユメ</sup>ぬを上略してゑぬとよませたまへり。又推古紀に聖德太子の御歌

に伊比爾惠氏の句二處あり。これも飯に飢ての上略也。傳教大師の御弟子光定の書給へる一心戒文と云文に此歌を載られたるにの字の字二所どもにあり。是も上の殖に准らふればはたらく時宇々と書べし。うゆとかくべからず

### 平安

あゑか 和名に阿惠加淡路國津名郡郷名也。源氏「物語」にあゑかにと云詞

あり。假名同じかるべし

### 赤卒

あかゑんは 和名に阿加惠無波。赤くちひさき蜻蛉也。胡黎木惠無波。

黄なる蜻蛉なり

### 故

ゆゑ 古事記中卷應神天皇の御歌の中に由惠。日本紀第十四雄略紀の歌に

喻衛。萬葉第十一に大舟のゆたにあるらん人の兒由惠爾同十四にわがへにの由惠のなけども又つくしなるにはふ兒由惠爾又ねなへ古由惠爾又かどたかくもなねなく兒由惠爾同十五にわが由惠爾かもひなやせと又わが由惠爾妹なげくらし

又わが由惠にはたな思ひそ又かすにもあらぬ和禮由惠に。久しく誤りて也へど書ならへり

居

すゑ 萬葉第十三になきさはのもりに三輪須惠同十四にをてものにも毛

利敵須惠十七に伊波比倍須惠都同十九にとぐらゆひ須惠てぞ我かふ眞白部のた

か又やかたをのましろのたかを屋戸爾須惠同廿にゆふまほに船平字氣須惠又な

にはづに船平字氣次惠。和名に陶須惠手乃豆久流居物作の意なり。礎以之順家集に末を

上下に置て二首にてよまれたる中のゑを上下に置たる歌上の餌の所に出せり。

其のはての句に早く手にすゑと有。又續古今集に「後鳥羽院の御歌にはしたか

をすゑのゝ原とつゞけ給へり。神武紀に選ガキイクラツ我猛卒アタマデソウ與虜雜居。すへすふと書く

の誤り也。ましてすゆと書く事はいはれなし

中下のへ

家

いへ 和名に伊閉。萬葉第五に伊弊那良婆。此外萬葉和名に其證多し。さ

れども世にもまれにいゑと書人ある故にこそいだけせ大かたいたがへず書く故に

委の出さぬ也

◎六六

●中下ノへ

蠅 はへ 和名に波閉

樓 はへぎ 和名に波閉岐。今たるきといふ是歟

苞苴 じへ 神武紀に珥倍。和名に於保邇倍。付たり牲の和名に伊計邇倍。生

贊の意也

にへ 萬葉第十四にはどりのかつしかわせを爾倍すともそのかなしきをどにたてめやも。これの田の出来たるをはじめてこなして田をうゑし時やとひてらうせし人どもをよびわつめ戸などさしかためて其日のいかなる人の來ても入る事なくしてあるとするをにへといふ。真名の見及ばねど新饗と書くべし。爾のひの零倍の饗をわひどもあへともよめば此の上零なるべし。和名に筑前國下座郡の郷名に鍬饗久波倍是も名づくる故の知らねどへいあへの略なれば人をやとひて畠をおほく作りてその人どもに饗應せし故などに名付けるにや。新嘗をには「なひとよめるもにはにひなひのあひにて新穀を饗應する心にや。神代紀に子時天稚彦新嘗休臥コハナヒシツメセル之時也。これの人代になりて天子の新嘗會をまたまふ意も同からず

◎六七

方 へ 萬葉にかなたへ、こなたへ、の意の時皆此字を用たり。菅家萬葉にも戀

佐ぬあまの河原倍往てしがとあり。俗にぬの字を書くの大きに誤れり

榧 かへ 和名に加倍。俗にかやと云ふ

堪 たへ たふとはたらけり。絶いたえたゆなり。假名も義も別なり。まがふ

人あり。よりに註す

蹇 なへぐ 和名に那閉久又阿之奈閉。左傳云光爲<sup>マホシクナヘク</sup>足疾。説文云蹇の行不正

也。よろほふやうに行意也。足痿と心得る人あり。誤なり。それの假名もなぬなり

筌 うべ 和名に字倍。捕魚具

漣 さへづる 和名鈔に佐閉都流

往方 ゆくへ 此真名萬葉にあり。同第五に由久弊斯良禰婆。菅家萬葉に濱干

鳥<sup>ユケ</sup>往邊もなしと。俗にゆくゑと書くの誤れり。

●中下ノわ

中下のわ はの字下に有て音便にてわと聞ゆる時たがひにまがふ故に其常に用て和歌に要なるをいだし

結菓 かくのあわ 和名に加久乃阿和。江次第にの加久繩。古今集の長歌に

かくなはに思ひみだれてとよめるも江次第の定なり。かくのあわを乃阿切奈な

ればつゝめてい加久奈和となれば假名だがへり。沫の假名阿和なれど阿波ともかけば通すべし。まかれども加久と阿和との間に乃の字あれば繩の義にあらざる也

撓

たわむ 萬葉第六に手弱女の念多和美手とよめり。又第十に枝も多和多

とよめるもたわむ也。又古事記に倭建命の御歌に煩曾多和夜賀比那遠麻迦牟登波とよませ給へるも細くたわやかなる肘なり。たわやかをたをやかといふも骨のやはらかにたわめばたわみもまつく見ゆる心なれば意皆同じ

浦回

うらわ 和名に伊勢國郡名河曲加波和同國度會郡名箕曲美乃和此曲の字に

意同じ。磯回隈回等も同。又萬葉第四に浦箕とよめるも箕のふちいまがれる物なればうらわと云に同じ。すそわとよめるも同じ

靴

くわのくつ 和名に化乃久都

烏芋

くわゐ 和名に久和井

轡

くつわ 和名に久豆和都良俗云久都和。疾藜衛字波良具都和。くつわむし

を新勅撰物名歌にかゝるみくづひむしろ田のとつゝけたるの假名だがへり。鎌久都波美俗に久々美一名勒馬口中鏡也。轡の總にて鑣の別也。今本朝にくつわと

◎六九

いふの總別混じたるか。尋ぬべし」

理

こごわり

萬葉第五にかくぞ許等 and 理同十五つねの己等 and 利同十八にうつせみのよの許等 and 利止十九にも此二句あり。ことほりど書誤り也

大語

こわたか

真名の遊仙窟にありてかく讀り。六帖第二にさじの歌に春の野にかもひねきとのひとつがひ我こはだかにれぢやまぬらんどよみたれど假名のいまだ考得ず。但こゑだかど云ふにかよひたれば和と惠の五音の字なる故にこれを用べしと知れり。こわづくりなどいふたぐひ皆是に准らふべし

沫

あわ

萬葉第十一に水阿和。和名に沫雪

阿和由岐

古事記に八千戈神歌并沼河比

賣の御歌に和名の假名のごとくかけり。又和名に硫黄を由の阿和とよめるハ湯沫也。白鹽を阿和之保と注せるも沫に似たればなるべし。以上皆阿和なるを萬葉第二にふる雪ハ安幡アハになふりそとあるによればあはとも通じて書べき也

騷

さわぐ

萬葉第一散和久御民毛同三味村左和伎同十五にさばへなす佐和久

ごとをも同六白浪左和伎又浦浪左和寸同七に赤石門浪いまだ佐和がり同十四ふな人佐和久。日本紀第十一に佐和々々瑛。舊事紀并古事記に佐和々々遷。これらも常にさわぐと云言にて「騷に同じ。日本紀萬葉等にさわぐと云詞もわ

◎七〇



とやと同韻にてさわぐ也

神酒 みわ 和名に美和。萬葉第六に三輪

皷 ちわ 和名に之和。萬葉第五にかもての上にいづくゆか斯和かきたりし。

いづくゆかにいづくよりまてか也

居 すわる 假名未考。但そゑすうのわの下にて通ずる故わを用べきなり

中下のは わにまがふ中に俗にまがへぬは是をおく。まがふるを出して註す

●中下のは

朱櫻 はるか 和名に波々加一云邇波佐久良一名の櫻桃一名の含桃。今俗にゆ

すらといふ物也。別にはざくらといふものあれどそれの實なし。舊事本紀古

事記延喜式に岐婆迦といふ木の名あり。もしこれにや

には 海上の言也。萬葉第三に庭好あらしども舶爾波ならしども爾波もまづけし

ども同十一に庭淨ニハキヨシホカヘコキイッルアベウチ奥方携出海舟第十五にも爾波どかけり。庭の假名なり。も

しの海上に浪もなく平坦なる事庭のまどくなればたとへてやがて正字に用る

お。萬葉第十九に水の上のつちゆくまどく舟の上のまどくをるまどくどある孝

謙天皇の御製思ひ合すべし。萬葉より外に古き物に歌にも其外の詞にも見え

◎七一

たる所なし。世に日和どかくの俗のまわざ音にて又假名たがへり

片羽

かたは

うづば物語に矢に付てかたはとよめる歌三四首見えたるによ

り假に眞名をかく書けるの假名に合せたる也。かたはといふ事の鳥の片羽若の片羽なるの用なければたとへて名付たる也。沙石集に尼が二人ともなひて大津を過けるが車の片輪あるを見て一人がいはいく此車の大乘をされるものなりといふいかにと問へばかたわがあるほどにといひければ今壹人がいふやういなをしらぬもの也いかでさのたまふといへばかたわのなければ申す也といひけるよし。物の中に車の片輪の殊に用なきものなればこれもいはれたるやうなれどかたはといふ詞もかたはにかよひて聞ゆる事なほさ上伊勢物語などにもかたはとかける本おほくうづば物語のふるさきものにて證するにたればかくなん

團扇

うちば

和名に宇知波

●中下のう

中下のう

僧

ほうし

是の日本紀によめり。法師の二音を和語に用たり。法の入聲にて

吳音にて法性法燈などいふ時はつとつむればほふどかくべき理なれど和名にも

立蕃寮のよみ保字之萬良比止乃豆加佐とあり。立蕃「僧と蕃客とをつかさどる官也。其外保布之どかけるものをみず。さのかくまじき故あるにや。法の吳音皆これに准らへ書べし

十日 ころか 景行紀の連歌にの苦塙伽トサカそれを古事記にの登衰加と有。これ常

の事也。然に五音通じてどうかともいへり。赤染衛門が家集にまさひらにぐして尾張へ下る時に さひら都を出てけふこのかになりにけりといへるに衛門どうかのくに、いたりにしかなと侍りしのでく彼國尾張へどこたへたり

急居 つさう 崇神紀に此云三菟岐字ウ自注ありつゝいるると云詞なり

陵若 のせう 和名に農世字。世にのうせんかづらと云是なり。又の和名末

加夜木

意字 れう 和名に於字と註す。出雲國郡名也。萬葉第四に出雲守門郡王の歌

に飲字オウの海の攪干シホヒのかたの片思ひに思ひやゆかんだのながてを。定家卿是をとりて尋ねみるつらさ心のおくの海よ攪干のかたのいふかひもなしとよみ給へるの假名に書ける歌にかうをおくのごとくなだらかに書けるを和語に下にうもじあるのまれなれば奥海と意得てよみ給へる也。もしのおくをれうといたしかに

〇七三

書たれどうくの能通ずればわくをかうと書なせるなりと意得ておく」とよみ返されたる也。万葉古注云右門部王任<sub>三</sub>出雲守<sub>三</sub>一時娶<sub>三</sub>部内娘子<sub>一</sub>也云云萬葉の正本に付て取たまひ<sub>ハ</sub>此誤有るべきやうなし。これによりて假名にうつせる歌をみてよみ損せられたる也。又同集第三に出雲守門部王思<sub>三</sub>京師<sub>一</sub>歌に飲海<sub>カ</sub>のはらのちどりながなけば我さは川のおもほゆるらくに。爲相卿のこれを取りて夜をさむみ翅に霜やれくのうみの河原の千鳥ふけてなく也とよまれたり。是も又假名本に付て誤られける成べし。第廿に出雲掾安宿奈舒麻呂が歌に大君のみことかしこみ於保の字良乎そがひに見つゝ都へのぼる。此於本のうらの假名違ひたれば

蛸螻 くつくつほうし 和名久豆々々保字之

儲 まうけ 万葉第十八にわたりもりふねも麻字氣受

日向 ひうが 和名鈔に比字加

帽額 もかう 延喜式并江次第

中下のふ 音便うにまがふを出す

中下ノふ

匱 はりさふ 和名に波爾佐布。世にはんぢふと云

圓座 わらふた 和名に和良布太

河内 かふち 和名に加不知。つふさにはかはうちといふべきを「波宇切不なれ

ばつめていへり。かはちかうちなど書く人ある故に出せる也

甲香 かふかう 和名に合講の二音

塔他盡切 たふ

貴 たふごし 神代紀下卷玉依姫歌に多輔妬句ありけり。それを古事記に多

布斗久とかゝれたり。万葉第五に父母を見れば多布斗斯同十七にひかりをみれ

ば多數刀久母安流香。樂師寺佛足石賛歌の中にくすり師のつねのもあれどまし

ひとの今のくすり師多布止可理けり

脇息 けふそく 脇の虚業切

落 ふしき 和名に布々木

甲 こふ 和名に俗音古不。加布なるを古不と用

劫 こふ

業 こふ

●むとらト通ズル類

◎七五

鵠 こふ 和名古布一名久々比

障泥 あふり 和名に阿不利

むとらト通ズル類

諾 ひべ 和名に郁子平明管家萬葉に此郁子を借てか、せ給ひたるひべの假名なり。神武紀に「諾此云三字每那利。仁德紀に武内宿禰の歌に「字倍離于倍」離。

古事記下卷に「字倍。萬葉第三第六にも古事記と同じくかけり。日本後紀に平城天皇の御歌にをり人の心のまにまふぢばかま字倍いろふかく句ひたりけり。

是も同じ

荆 うばら 萬葉第廿にみちのべの字萬良能字禮に。是「あづまの人のよめる

にて字波良を字萬良とよめり。和名に蒺藜銜字波良 驚乎 無波良 藜蘆 波良夜末字 稜契於保字 具都利 營實 乃美

此中に營實にむばらのみと有り。上のひべも此むばらもひのすくなくうの多し。

ういもとにてむいかよへるにや

馬 ひま 和名に無萬。圍人無萬 無萬 牧 無萬 駿馬 土岐字萬 又須 驚馬 於曾岐 驛馬 波瀾 驢加比既 夜 岐無萬 牧 無萬 駿馬 久禮太留字萬 字萬 無萬

字佐岐 駱駝良久太乃 乃字萬 驄馬美太良乎 乃字萬 青驪馬久路美成 利能字麻 戴星馬字比太非 能字萬 落星馬保之豆岐 乃字萬 駟馬乎之路 能字麻

驚乎、似閑ノ書入ナ  
和名ニ 驚實俗云阿字  
之智一云字久比須乃  
岐乃美、營實普通ノ  
刊本ニハ見アタラズ

和名にノ下字女ノ二  
字脱カ

梅

うめ

和名に萬葉第五に家持の父大納言旅人卿太宰帥なりし時家に三十二

人集會して梅の歌をよみ追加の歌もあるに三十首の鳥梅とかけり。是やがて梅の吳音を轉じて假名に用たり。此時ハ只音にて字に付て梅の義有に非ず。やなぎを楊奈疑と書るに同じ。其外の字米汗米字梅有米于梅などかけり。牟梅とか

ける歌一首あれども異本にハ字梅とあれば他に例するに然るべし。第八第十第十七より廿迄にもおほはれど餘りなれば出さず。古今集物名にうめを題にてあ

なうめにつねなるべくも見ぬかこひしかるべき香ハにはひつゝ。順家集にも西四條宮源中納言のもとにてうもじを給はりてとて梅津川このくれよりぞな

駁馬布知無萬馬衣無麻馬刷子麻波馬鬮無麻世美鱧腸草日本紀第十四雄略紀の歌に宇磨同

廿二推古天皇の御歌にハ字摩奈羅摩。萬葉第十四に宇麻具多。是ハ上總國馬來

田にて郡の名也。今の望陀なり。又波由馬字馬夜又比呂波之乎字馬古思我禰氏

同十八に宇萬爾布都麻爾。ふつまハ太馬フトマふどうまなり。宇麻爾古非許婆同廿に

宇麻夜奈流。以上うまと書けり。同卷防人長歌に牟麻能都米。これのみむまと

かけり。一にてもむまとかけるハすべして通すべき心也。また東歌なれば別義

也

〇七七

●音便むと聞レ下ラ  
ト書ベキ類

がれてのうれしきせいの見えむみなそこ。かやうにむかしの皆うめとのみ書けるを中頃より音便の無に近ければにやあらんむめとのみ書て今の世のうめとかく人なし。然ども昔をまたふ人のかよはして書べき也

むしろ 萬葉第八に伊奈字之呂河向立とよめるの稻庭河とつゞくる也。これの音便のまがはねとらうとむと通せり

音便むと聞れどらうと書べき類

優婆塞 うはそく 附 優婆夷うばい

奪 うはふ 萬葉第五にゆきの色を有婆比氏佐家流有米能波奈

生 うまる しまるゝと聞ゆれどらうみらむと云時むみむゝとかゝす。さも聞ぬぬる故むまるゝと書くべからず。神功皇后紀に云生<sup>アラレ</sup>三誓田天皇於筑紫二故時人號<sup>ミ</sup>其産處<sup>ミ</sup>一曰<sup>ミ</sup>字瀬<sup>ミ</sup>也。古事記に爲<sup>レ</sup>生<sup>ミ</sup>成國土<sup>ミ</sup>と云下に訓<sup>レ</sup>生<sup>ミ</sup>云<sup>ミ</sup>字牟<sup>ミ</sup>

可美 うまし 神代紀上云可美此云<sup>ミ</sup>于麻時<sup>ミ</sup>。同下云可怜此云<sup>ミ</sup>于麻師<sup>ミ</sup>

埋木 うもれ木 うづもれぎのつもとを畧せる也。うづみらづむといふ時む

づみむづむといかゝす。さも聞ぬぬむもれ木とかくべからず。古語拾遺に埋



溝古語美と註せり。芋古語美とうむといふ詞もうむといへば上のうもといひにまがはず。  
うまずといふ時の音便まざるれば萬葉第十四にあなまらせ麻笥マサすふまらに宇麻  
受登毛とよめり

元祿十一戊寅五月初八日

契冲述作

寶永四年五月上旬一校畢

◎七八

此書の密乗沙門契冲師所述作也。往昔著和字正濫抄五卷いはゆる古書を引證して歌道の便りとす。まかるに武江の住橘成員といへる人和字通例書八卷をあらはして新古の假名をまじへ正濫を誹謗せる事甚し。さるによりて師古書により書べき旨を此書に具にのべ給ひ正濫にも添がきま給へり。すべて古人のさだめおきける假名をたがへてみだりに俗にまたがふべからざる事此書の中に見えたるがごとし

于時寶永己丑正月於六波羅密寺邊一校書入畢

洛東隱士 似 閑

○七九  
以上原本

明治卅三年五月上賀茂の神庫に藏せる今井似閑の原本を借りて一校しをへつ

富 岡 謙 三

明治三十四年三月十三日印刷  
明治三十四年三月二十日發行

諸學叢書第一編(附)

定價金壹圓四拾五錢

校訂者 赤堀又次郎

東京市牛込區市ヶ谷田町二丁目壹番地

發行者 石川正

東京市神田區鎌倉町三番地

印刷人 多田榮次

東京市神田區小川町一番地

印刷所 愛善社

東京市神田區小川町一番地

東京市神田區鎌倉町三番地

發行所 東洋社





●東洋社雜誌圖書目錄

(郵券代用は壹割増●詳細目錄御望) の方は郵券貳錢封入御照會を乞ふ

●女子之友

毎月二回發刊

一冊拾錢六冊前金五拾七錢臨時發刊共前金六冊六拾七錢十二冊壹圓廿錢廿四冊貳圓卅錢無遞送料

●はながたみ

定價金三拾五錢 郵税金四錢

●女子之友臨時發刊

●玉くしけ

定價金貳拾錢 無遞送料

●才媛詞藻

定價金貳拾錢 無遞送料

●第二才媛詞藻

定價金貳拾錢 無遞送料

●第三才媛詞藻

定價金貳拾錢 無遞送料

●女子之友記者編纂

●東洋女訓叢書

每編金四拾五錢 郵税金六錢

第一編本朝女鑑其他四種第二編假名列女傳其他三種第三編女四書其他三種第四編つぼの石ふみ十三卷

●黒川本居木村井上小杉四大人顧問

●古事類苑編修廣池山本和田村尾四先生校訂標註

●女流文學叢書

韻文之部 第一編

●東京文科大學講師赤堀又次郎先生校訂

●語學叢書

定價壹圓四拾五錢

●東京府第一高等女學校教諭溝口鹿次郎先生編纂

●女學算術教科書

上卷金五拾五錢 下卷金五拾錢

●文學士芳賀矢一先生校閱

●山根勇藏先生著

●女子普通文典

定價金五拾五錢

●文學士松本孝次郎先生講述

●通俗兒童學講義

定價金卅五錢 郵税金四錢

●故老樗軒主人輯

●江都墓所一覽

定價金參拾錢 郵税金貳錢

●女子之友主筆石川正作著

●**歷史兒談**

定價金八錢  
郵稅金貳錢

第一編 大久保彥左衛門 第二編 塚原卜傳

第三編 曾呂利新左衛門 第四編 大岡越前守

●**高等小學作文教科書**

郵稅一冊金貳錢

定價卷一拾四錢●卷二拾五錢●卷三拾六錢

●卷四拾七錢

●**高等小學簡文**

定價金貳拾錢  
郵稅金四錢

●**高等小學女子書簡文**

定價金貳拾錢  
郵稅金四錢

●女子之友記者勁林園主人著

●**西洋傑婦傳**  
第一編 シャン、ダーク

定價金貳拾錢  
郵稅金四錢

●女子之友記者編纂

●**明治才媛文集**

定價金貳拾五錢  
郵稅金四錢

●**明治才媛歌集**

定價金貳拾五錢  
郵稅金四錢

●**小兒の行爲**

定價金貳拾五錢  
郵稅金四錢

●高等師範學校訓導遊佐田先生著

●**尋常小學簡文**

上卷八錢下卷拾錢  
郵稅一冊二錢

●秋鹿見二先生著

●**世界諸國名義考**

定價拾四錢  
郵稅金四錢

●福地小杉川崎三先生考證

●**先賢畫像**

歷史修身懸圖室內裝飾圖  
第一集拾二枚壹圓八拾錢

●高等師範學校教授理學博士丘淺次郎先生著

●**人體解剖摸型圖**

定價參圓半  
說明書五錢

●東京帝國大學教授理學博士坪井正五郎先生說明

●**殖輪土偶寫真**

カビネ版廿枚一組四圓五拾錢一枚廿五錢

●東京帝國大學教授理學博士坪井正五郎先生說明

●人類學會中央委員沼田頼輔先生說明

●**世界風俗寫真帖**

第一集五十枚●上製六圓並製四圓半

●女子高等師範學校教授野口保典先生撰集

●**地理寫真帖**

內國之部

一帙廿五枚全四帙一帙定價特別貳圓

上製壹圓四拾錢並製八拾錢一組準之

●東洋社標本目錄

(郵券代用は壹割増●詳細目錄御望) (の方は郵券貳錢封入御照會を乞ふ)

●女子高等師範學校教授野口保興先生撰集

●地理教授用標本

織物之部 定價大八圓中五圓小三圓半  
陶器之部 定價甲八圓乙六圓丙四圓  
漆器之部 定價甲八圓乙六圓丙四圓  
外國產食品之部 定價甲八圓乙六圓丙四圓

●歷史教授用標本

●理學博士坪井正五郎先生  
●考古學會々員野中完一先生 說明  
●考古學會々員野中完一先生撰集

一、太古遺物之部

說明 定價金參拾錢  
書  
甲廿三種六圓半、乙十六種五圓、丙十一種參圓半

●理學博士坪井正五郎先生說明

二、埴輪土偶模型

定價金六圓半  
說明書貳拾錢

●理科大學牧野富太郎先生撰定

●植物教授用標本 (說明書附)

一果實種子甲拾四圓乙拾壹圓丙八圓二竹材六圓  
●高等師範助教授手工擔任岡山秀吉先生撰定

●塗物製作順序標本 (豫約募集)

第一ペンキワニス之部 第二鬆漆普通塗之部  
第三鬆漆蠟色塗之部

●東洋社標本部撰定

●紙製人體解剖模型

左記の外  
種々あり  
五尺七寸二百五拾圓四尺五寸二百圓三尺八拾圓

●人體局部模型

左記の外  
種々あり  
顏面半截大六拾圓中三拾圓小廿五圓大腦大三拾  
五圓中貳拾五圓小貳拾圓心臟大參拾圓中貳拾圓  
小拾七圓

●骨 骼 模 型

左記の外  
種々あり  
人骨全體三拾八圓同頭骨拾七圓

●東洋社標本部撰定

●動物標本

定價 甲(百二十種)卅五圓乙(九十種)廿三圓  
丙(七十五種)拾五圓丁(五十五種)拾壹圓

●植物標本

定價 甲(百四十五種)拾圓乙(百八種)七圓  
丙(七十二種)五圓

●鑛物標本

定價 甲(百廿五種)參拾圓乙(九十種)拾貳圓  
丙(七十二種)拾圓丁(四十八種)四圓

●有用植物標本

定價 甲(百八種)八圓 乙(五十種)五圓

●應用品附有用植物標本

定價 甲(百種)拾貳圓 乙(五十種)六圓

●鳥類標本

定價 甲(二百種)四拾圓 乙(百五十種)卅圓  
丙(百種)貳拾圓

●岩石標本

定價 甲(七十二種)拾圓 乙(六十四種)八圓  
丙(四十八種)七圓

●庶物標本

二百四十種  
金六圓五拾錢

●獸類標本模型

廿七種 大四拾圓  
小拾參圓半

●蟲類標本模型

一組 四十五種  
金四圓五拾錢

●果菜標本模型

甲六十種九圓  
乙四十種五圓半

右記載の外の者にて乾製、剝製、火酒浸等の動物多數あり御需用の節は御照會次第種類定價等詳細通知すべし但製作採集等の困難なる者は調達に多少の時日を要す